

第2期
中標津町環境基本計画

令和4年（2022）3月

目 次

第1章 計画の基本事項

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の基本的考え方	3

第2章 環境の現状と課題から目指すべき姿

第1節	自然環境	4
	□ 位置・地勢・気候	5
	1 河川と水	6
	2 森林と緑	8
	3 野生生物	10
第2節	生活環境	13
	1 景観	13
	2 家庭	15
	3 産業	17
第3節	循環型社会	19
	1 ごみとリサイクル	19
	2 資源、エネルギー	23
第4節	地球環境	25
	1 地球温暖化と気候変動	26
第5節	環境の学習と教育	28
	1 環境教育と環境意識	28

第3章 主体別行動指針

第1節	計画の主体と役割	31
第2節	町民の取り組み	32
第3節	事業者の取り組み	35
第4節	町の取り組み	37

第4章 計画の推進戦略

第1節	環境を見守る体制づくり	42
	1 環境影響評価等の措置と規制	42
	2 協定（公害防止協定）	42
	3 監視体制	43
第2節	環境政策の推進	43
	1 施策の推進体制の整備と協力関係	43

2	計画の進行管理	44
3	経済的措置	45
4	参加の機会と意見の反映	45
5	広域的連携	46

資料	
----	--

用語解説

47

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の背景

(1) 中標津町の特性

中標津町は、根釧台地の西北部、知床山系の裾野に位置し、山岳地、森林、河川、農耕地といった地勢を有する自然豊かな地域です。

これらを背景として、古くから農業が営まれ、基幹産業である酪農は大規模化が進み、根室北部での中心地と位置付けられている市街地においては商工業が営まれています。

(2) 環境の現状

これまでの取組により、大気環境や河川の水環境は概ね良好な状態が保たれている一方で、基幹産業である酪農の規模拡大が進み、多頭飼育による家畜ふん尿の増加にともなうその管理・処理の課題、エゾシカやヒグマなど野生動物による農林業被害の発生、林業業界の担い手不足の中で森林地域の更新時期が迫るなどいくつか懸念される所です。

また、廃棄物の適正処理については、ごみを減らすリデュース、再利用するリユース、再資源化するリサイクル*の「3R運動*」の推進によりその活動がある程度定着してきています。しかし、散発的に見受けられる不法投棄、ポイ捨てなどのごみ問題も解決しなければならない環境問題です。

また、ごみの分別、減量化については、ごみの分別表による適切な排出や古紙類の町内会による集団回収など町民の理解と励行が広まり、資源ごみについては根室北部廃棄物処理広域連合の施設であるリサイクルセンターで適正処理することにより、廃棄物の分別が徹底されてきました。

町民の消費行動の中では、エコバッグ利用によるレジ袋の縮減やエコ商品の購入、また生活用品のリサイクルなどが普通のこととなってきました。

地球環境対策では、太陽光発電などの自然エネルギー*利用やハイブリッド自動車*・電気自動車の保有など、化石燃料*に依存する生活スタイルに変化が現れ環境問題への意識が具体的活動となって見られるようになってきました。

さらに原子力発電に依存することなく再生可能エネルギー*の普及などエネルギーの多様化についても推進が必要となっています。

このような現状を背景に、環境問題に対する町民の意識は徐々に高まってきています。

(3) 取り巻く情勢

気候変動が原因の一つと考えられる豪雨災害や生態系*への影響、プラスチックごみによる海洋汚染など、身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで、様々な課題が発生しています。

世界に目を向けると、2015年(平成27年)に国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)*」が採択されるとともに、第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で今世紀後半に温室効果ガス*排出量を実質ゼロにすることを掲げた「パリ協定」が採択され、2020年10月に国が「2050年カーボンニュートラル*」を宣言するなど、近年、環境を取り巻く状況が大きく変化しています。

その一方で、高齢化の進行や国・地方の財政が逼迫した状況にある中、環境保全に対する人的・資金的な導入余力の低下が予想されます。そのため、分野別の施策の基本的な方向性、町民、事業者、町といった各主体による取組の方向性などを示し、環境負荷*を最小限に抑えた持続可能な社会構築へ向けて総合的かつ計画的な取組を進めることが必要となります。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の位置づけ

中標津町環境基本計画は、中標津町環境基本条例に基づいて策定するものであり、国や北海道の環境基本計画並びに関連法令の主旨を踏まえ、また、令和3年度スタートした第7期中標津町総合計画の推進を環境面から実現する役割を担っています。

上位計画・関連計画

本計画に関わる上位計画及び関連計画等は次のとおりです。

第7期中標津町総合計画	
策定年次	令和 3年 9月
計画期間	令和 3年度～令和12年度の10年間
テーマ	空とみどりが人をつないでいくまち 中標津

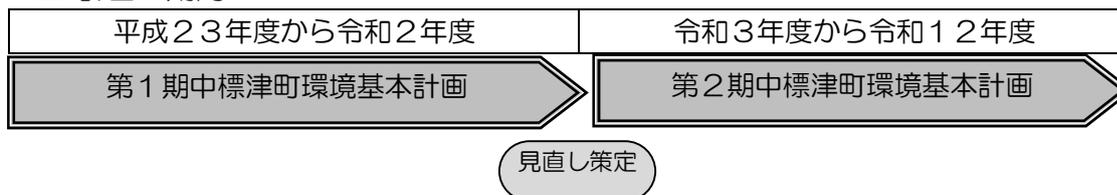
関連計画・法令

国	環境基本法	平成 5年11月
	環境基本計画 (第5次)	平成30年 4月
北海道	北海道環境基本条例	平成 8年10月
	北海道環境基本計画 (第3次)	令和 3年 3月
中標津町	中標津町環境基本条例	平成19年12月

(2) 計画の期間

中標津町環境基本計画は、対象年度を第7期中標津町総合計画の計画年度である令和12年度までの10年間と定め、前計画を引き継ぎ、各種施策に取り組んでいきます。

■ 計画の期間



(3) 計画の構成

環境施策を計画するにあたり、環境項目を「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「地球環境」「環境の学習と教育」にそれぞれ分類し計画策定を行います。

対象地域は、中標津町全域としますが、地球環境に配慮した広域的な施策については、国、北海道、近隣自治体との連携・協力を図ります。

3. 計画の基本的考え方

(1) 目的

中標津町の環境対策は、地球温暖化※に代表される地球環境全体を見据えて、地域でできる持続可能な社会を構築するための取組みが大切です。

中標津町環境基本計画は、環境保全に関して町民の健康で文化的な生活の確保と、町の実情にあった行動指針を定め、実践していくことを目的とします。

(2) 基本方針

中標津町環境基本条例の第3条に掲げる「環境の保全及び創造※」の基本理念に基づき、本計画の基本方針を以下に定めます。

- 恵み豊かな環境の保全と未来への継承
- 各主体が責務を自覚し、協働して推進
- 各主体が環境への関わりを認識し、環境負荷低減、持続的発展が可能な社会の構築
- 各主体が地球環境保全を積極的に推進
- 各主体において分野横断的な取組みを推進

(3) 計画の推進にあたって

中標津町環境基本計画を具体的に推進するためには、個別の指針を確立する必要がありますが、特に地球温暖化対策については喫緊の課題となっています。そのため「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、中標津町（役場自体）の事務及び事業に関し「中標津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）※」を別に策定し、目標とする数値を定め、温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組みます。

第2章 環境の現状と課題から目指すべき姿

第1節 自然環境



目指すべき姿

中標津町の自然環境は、開拓の歴史の中で現在の地域社会の基礎となった計画により形作られた要素と、それ以前から残されている要素によって、この地域らしさを形成しています。

また、中標津町の発展を支えている水資源は、標津川をはじめ多数の河川によって確保され、これからもこの地域の存在には欠くことのできない重要な役割を担っています。継続的な調査・監視や事業者に対する指導・助言等により、きれいな水が維持され、流域全体を総合的に捉えた健全な水循環が確保されています。

森林環境は、面積の約5割を占める山林が、過去に実施された造林事業と、天然更新されている山林によって確保され、水源かん養機能^{*}や野生動物の生息地として、また本町の緑の確保、更には温室効果ガスである二酸化炭素^{*}の吸収源として大きな役割を担っています。

また、開拓の歴史の中で計画的に造成された格子状防風林は、北海道遺産の選定を受け、宇宙からも見える事で知られる事となりましたが、地域産業への影響のみならず、野生動物の移動のための緑の回廊としても貴重な存在となっています。

野生生物は適正に保護管理され、種の保存やジビエ^{*}等の利用を図るほか、地域の生態系の一部として産業や暮らしの中で一定の関わりが保たれることで、生活環境や農林水産業、生態系への被害が低減されるとともに、外来種の影響が理解され、排除を基本とした防除推進はもとより、新たな拡散も抑えられます。

私たちは、この地域の生物の多様性は自然環境の豊かさの象徴であることを理解し、今後もこれらを保全し、保護と活用のバランスを図りながら自然と共生するための努力を今後も引き続き進めなければなりません。

これらの役割を果たすため、自然環境に十分に配慮した取組みに努め、中標津町の豊かな自然を将来に引き継いでいきます。

□ 位置・地勢・気候

現 状

①位置・地勢

中標津町は、北緯43度33分19秒、東経144度58分17秒に位置しています。

区域は東西約42km、南北約27km、面積は684.87km²です。

南部は根釧台地と呼ばれる丘陵が広がり、北部は知床半島から連なる山岳地帯となっています。

中心市街地は標津川により開かれた河岸段丘で標高約50mの低地部に形成されています。

土地の基盤は主に火山灰地で一部に泥炭地を含みますが、開拓初期からの土壌改良（客土）により広大な農地となっています。

②気候

内陸性の気候で、亜寒帯湿潤気候※に分類され、冬は氷点下の期間が4ヶ月にも及びます。

夏の平均気温は20℃前後、冬の平均気温はマイナス10℃前後となります。

夏には最高気温は30℃となる日もありますが、冬は最低気温がマイナス20℃となる日もあります。

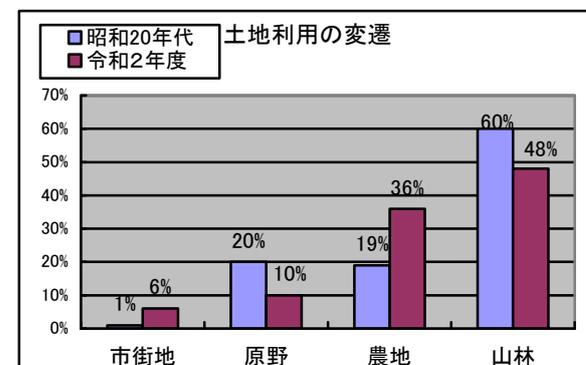
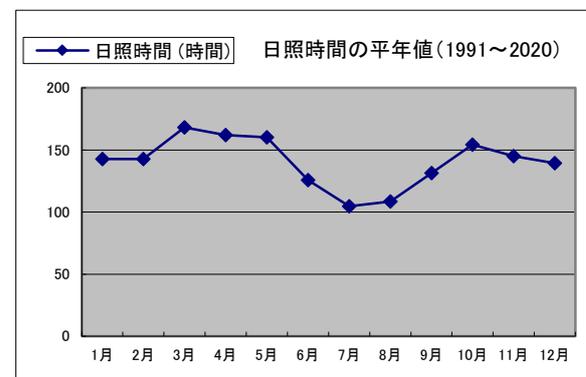
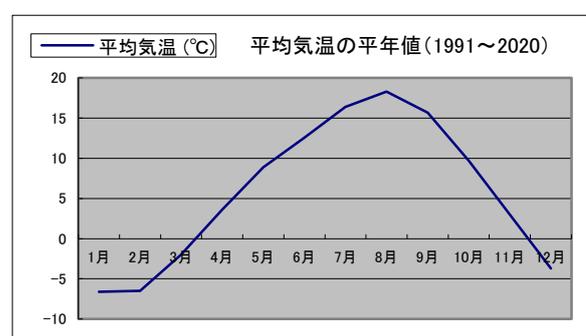
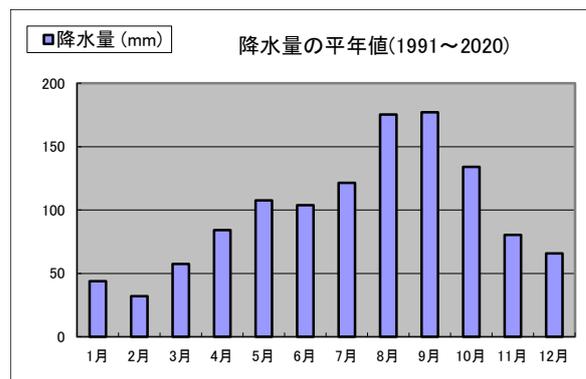
降水量は、雨の多い9月で170mm程度であり、年間で1,200mm程度です。

③土地利用

面積は684.87km²のうち森林が330.95km²と約5割を占めています。

耕作地は245km²であり約4割を占めています。

都市計画区域は44.25km²となっています。



1 河川と水

現 状

中標津町には標津川水系と当幌川水系の2水系があります。標津川水系は標津岳を源とし北部山岳部から酪農地帯を中流域として平野部を縦断する河川で、上流部は上水道の水源にもなっており一般水道水のほか、地域で飼育される乳牛などの営農用水として利用されています。2級河川の標津川を中心に武佐川など多数の支流を有し、この水系の源流部である知床山系に所属する北部国有山岳林は、豊富な水源かん養機能と多くの野生生物が生息するなど豊かな自然が維持されています。将来に向けた森林の保水能力の確保が必要です。

当幌川は計根別西部地域を水源とした独自の

水系として自然豊かな河畔林を形成し、下流部に湿原を形成しながら野付半島部にそそいでいます。

両水系には、さけ・ますの放流河川として、(一社)根室管内さけ・ます増殖事業協会の3ヶ所のふ化場と、総合研究機構さけます内水面水産試験場、国立研究開発法人水産研究教育機構根室さけます事業所が配置され、この地域の水産資源に欠かすことの出来ない重要な河川となっています。

また、本町市街地を横断する形で流れているタワラマップ川には、中心市街地において川と親しむことを目的とした親水機能確保のため川辺の整備がされ、町民の憩いの場として利用されています。

生活環境の保全に関する環境基準【環境庁告示 第59号】 河川(湖沼を除く)

	利用目的の適応性	生活環境の保全				人の健康の保護
		水素イオン濃度※ (pH)	生物学的酸素要求量※ (BOD)	浮遊物質濃度※ (SS)	溶存酸素濃度※ (DO)	硝酸性窒素※及び 亜硝酸性窒素
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	10mg/L 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	

課 題

基幹産業である酪農経営の大規模化で、牛の飼育頭数と比例してふん尿が増大し、河川への流出が危惧されています。酪農家個々において、基準に基づくふん尿保管・処理施設が整備されていますが、施設の規模や管理状況、耕作地への散布方法など今後も改善の余地を残しています。

また、生活排水や第一次産業以外の産業排水などによる河川環境への問題も指摘されています。

事業活動によって発生する事業用排水は、時として雨水とともにそのまま河川に流れ、環境への負荷となることがあります。

事業所によっては、河川に隣接して敷地を保有している場合があります、河川との緩衝地帯が少なく大きな事故となる危険性があります。

標津川の水質測定結果1

水域名	標津川上流	2018年度	2019年度
類型	AA(イ)		
地点名	西竹橋		
硝酸性窒素		0.48	0.41
硝酸・亜硝酸性窒素		0.48	0.41
水素イオン濃度	(Ph)	7.6	7.6
容存酸素量	(DO)	11	11
生物化学的酸素要求量	(BOD)	<0.5	<0.5
浮遊物質	(SS)	3	2
全チッ素		—	—
全リン		—	—

標津川の水質測定結果2

水域名	標津川中流	2018年度	2019年度
類型	A(イ)		
地点名	南共栄橋		
硝酸性窒素		0.85	0.78
硝酸・亜硝酸性窒素		0.86	0.78
水素イオン濃度	(Ph)	7.6	7.7
容存酸素量	(DO)	11	11
生物化学的酸素要求量	(BOD)	0.5	<0.5
浮遊物質	(SS)	5	4
全チッ素		—	—
全リン		—	—

標津川の水質測定結果3

水域名	標津川下流	2018年度	2019年度
類型	A(イ)		
地点名	武佐川橋		
硝酸性窒素		—	—
硝酸・亜硝酸性窒素		—	—
水素イオン濃度	(Ph)	7.6	7.7
容存酸素量	(DO)	11	11
生物化学的酸素要求量	(BOD)	0.6	<0.5
浮遊物質	(SS)	2	2
全チッ素		1.5	1.5
全リン		0.024	0.02

中標津町の主な河川

流域	河川名(1次支流)	流域面積(km ²)	流路延長(km)
標津川	標津川(本流)	671.1	77.9
91	武佐川	206.0	29.0
	俣落川	88.5	26.2
	荒川	42.3	23.6
	鱒川	34.8	15.4
	ケネカ川	77.9	30.5
	その他19河川	—	—
当幌川	当幌川(本流)	145.3	51.2
17	エトシナイ川	30.4	18.5
	サクラ川	9.4	6.9

方針

中標津町の水道水は全国的に見て質、量とも高水準を保っており、基幹産業である酪農で生産される高品質の生乳生産には欠かせないもので、水源確保のための清浄な河川環境の保全が必要です。

また、この地域ならではの、さけますのふ化放流事業は、この地域の漁業を代表するものであり、その漁業資源の安定的な確保にも清浄な河川環境は不可欠です。

清浄で豊富な水道水の確保のためには、水源

かん養機能を持つ森林の保全も欠かせません。汚水処理人口普及率は92.8%(R2末)であることから、未整備地域からの一部生活排水や家畜ふん尿等が河川に流出しないよう指導、監視体制を強化し防止しなければなりません。さらに、事業活動などによる汚濁水の低減を図らなくてはなりません。

私たちは、標津川流域の住民としての役割を自覚するとともに、この流域の保全と健全な水環境をつくるため、河川等の水質に配慮します。

施策

- (1) 人の生活基盤としての河川の保全。
 - ① し尿などの生活排水や産業排水、汚濁水の流入を防止し、河川への環境負荷低減に努めます。
 - ② 家畜ふん尿流出防止のため、行政、民間団体を含む関係者協力のもと巡回指導・監視を強化し、河川の水環境を守り健全化に努めます。
- (2) 野生生物の生息・生育空間としての河川の保全。
 - ① それぞれの河川に適した生物多様性*の維持に努めます。
 - ② 市街地の河川においては親水性に富んだ水辺環境の創出に努めます。

(3) 流域全体の水質保全のために広域的な取り組みの推進。

- ① この地域の水産資源である、さけますなどの増殖河川であることを自覚し、その持続可能な河川環境を確保します。
- ② 流域を共有する他町との連携のもと、水質維持のための協力体制を整えます。

2 森林と緑

現 状

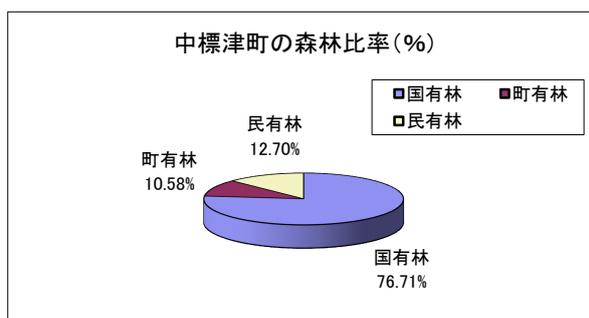
中標津町の面積のうち、農業耕作地が約4割を占めていますが、それを上回る約5割は森林となっており、水源かん養機能と野生動物の生息環境確保、さらに大気中の二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫として機能しています。

この森林は過去の伐採から自然再生及び一部造林地となっている二次林で構成されています。

中標津町周辺には、開拓初期から計画的に防風林が配置され、防風、防雪、防霧機能を果たし、独特の風景を作りだしています。

平野部では、森林のほとんどが人工林の保安林であり今後もその更新や管理を継続していくものとなります。

昭和中期に造成された保安林は、成長の早いカラマツを中心とした針葉樹が大半を占めこの地方の特徴となっています。



河畔林は河川の浸食を防ぐ機能を有し、また周囲からの水質への影響を抑えるための緩衝地帯としての機能も併せ持っていますが、岸辺までの開発や農地拡大のため連続性が損なわれています。

保安林や河畔林は、そこに住む人間の営みの上で、気象条件への影響や洪水など災害から町を守るための防災機能を含む自然環境との関係において重要な存在となっています。

野生生物に視点を置くと、保安林や河畔林は自由な移動のためになくってはならない緑の回廊としての機能を有しています。

地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採は、基本的には伐採及び造林の届出を行い、山林として復元することとなっています。

平成15年に策定された「中標津町緑の基本計画」において、格子状防風林の維持や河畔林の連続性を緑化の目標として定めています。

中標津町の森林面積及び蓄積

所有区分	面積 (ha)					蓄積 (千 m ³)		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
森林管理局所管国有林	25,481	12,325	12,047	32	1,078	2,721	1,532	1,190
その他国有林	34	34	-	-	-	3	-	3
市町村有林	3,653	1,462	2,127	64	-	549	415	133
その他民有林	3,928	2,256	1,483	189	-	577	359	219
合計	33,095	16,076	15,657	285	1,078	3,850	2,306	1,545

令和2年4月1日現在「北海道林業統計」。

課 題

保安林は、伐期樹齢を迎えた樹木を伐採し、そこに新たに植林を行う人工更新を行うことが必要であり、中標津町の保安林はその時期にさしかかっていることから、その推進は、この地域独特の森林景観を残す上で非常に重要となっています。

また、第3回気候変動枠組条約締約国会議において議決された京都議定書^{*}で認められている二酸化炭素の吸収・固定を確保する上でも、森林の保全と育成を進めなければなりません。

河畔林は、河川と隣接する周辺の地域環境との良好な関係を維持し、河川環境の保全や防災機能の確保、また水質浄化作用や動植物の生息のために十分な面積と連続性を必要としていますが、その連続性が確保されていない区間があるためその対策が必要となっています。

また、酪農業における遊休耕作地^{*}の利用も検

討する必要があります。

保安林以外でも公益的機能をもった民有林を開発することは、その後本来の機能を回復させることが非常に困難なことから、その開発にはさまざまな条件が加えられ制限されていますが、面積の減少が見られます。

民有林はカラマツの木材価格の低迷や森林所有者の相続による世代交代、また不在所有者の問題などから森林保全の問題が生じています。

また、近年は太陽光発電を目的とした、ソーラーパネル設置による森林伐採が多々見受けられるため注視が必要となっています。

本町の山林を含めたこの地方の自然環境のすばらしさや豊かさ、またそれを体系立てて紹介する施設や資料がないことから、地元の住民の理解度があまり高まらないため、その情報発信に関しては、ハード面でもソフト面でも整備が必要となっています。

方 針

中標津町の森林は面積の約5割を占め、水源かん養や野生動物の生息場所、さらに二酸化炭素の吸収などの機能を有しています。

また、この地域の開拓の歴史を物語る独特の風景である格子状防風林は、歴史的遺産として北海道遺産となっておりその保存が必要です。

河川の保持機能を持つ河畔林は、周囲との緩衝地帯として重要性が増しています。

これらの森林には、洪水や濁水の緩和、土砂の流出や崩壊の防止などの保水機能、水質の浄化機能、野生生物の生息域の提供と動物の移動

ルートとなる緑の回廊の確保などの生物多様性の保全、二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能、木材の供給、さらに保健・文化・教育の場の提供など多くの役割があります。

そういった森林の多彩な機能を再認識するとともに、J-クレジット^{*}や森林環境譲与税^{*}の活用など、森林の再生や保護による総合的な保全に努めます。

平成15年に策定された「中標津町緑の基本計画」では、22世紀へ豊かな自然と大地を引き継いでいく緑を守り・育て・活かすための指針を基本理念として示していることから、その方針に沿った活動を推進していきます。

施 策

(1) 森林の多彩な機能の再生と保全。

- ① 森林の国土保全機能を理解し森林の更新に適切な対応を図ります。
- ② 清浄で豊富な水資源を確保するため森林の水源かん養機能を保全します。
- ③ 多彩な野生生物の生息域の連続性を確保します。
- ④ 二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として、カーボンオフセットの考え方に基づいた森林保全活動を推進します。
- ⑤ 森林景観や森林浴等による保健休養機能を確保します。

(2) 多様な形態の森林を保全する。

- ① 北海道遺産であり、農地保全の機能を有する格子状防風林の保全を推進します。
- ② 牧草地との緩衝帯としての機能を有する河畔林の連続性を確保するため、その拡大に努めます。
- ③ 国有林や道有林などの保全については関係機関と連携し、その適切な手法を検討します。
- ④ 民有林の保全については、林地台帳の整備を進めるとともに、その森林所有者に対し、森林環境譲与税の活用を図りながら、森林の保全について協力を求めます。
- ⑤ 遊休地への植林による森林資源の確保に努めます。
- ⑥ 森林資源を守るため、森林更新の検討、ソーラーパネル設置時における適切な指導、病害虫の駆除及び火災予防を推進します。
- ⑦ J-クレジットプロジェクトにより、クレジット販売で得られた資金を更なる間伐や植栽費用として有効に活用し、森林整備の加速化を推進します。
- ⑧ 中標津町地域材利用推進方針に基づき公共建築物の木造化・木質化等を推進します。

3 野生生物

現 状

中標津町郷土館の資料では、これまでに各種調査等や学芸員のフィールドワークによって確認された動植物は、以下のとおりとなっています。

哺乳類	36種
鳥類	189種
<small>はちゆうるい</small> 爬虫類・両生類	8種
魚類・水生生物	23種
昆虫類	1,270種
植物(草木・大本・羊歯)	995種
その他	1,336種

本町には、国の特別天然記念物である「タンチョウ」や、天然記念物である「シマフクロウ」など複数の営巣が確認されています。

人間社会と関係せず自然環境の中で完結する野生生物が、その生態系を理解しない人間側からの安易な接近によって、その生存に大きな問題を発生させていることは、この地域に住む住民にとって重要な問題であることを改めて認識する必要があります。

エゾシカ、ヒグマ、キツネなどの野生動物は、人々の生活圏に出没することで農業や住民生活に影響を与えることがあるため、捕獲によって

管理されることがあります。

特にエゾシカは極めて繁殖力が高く、市街地にまで生息範囲を拡大しており、樹木や作物などの各種被害も大きくなっています。

また、エゾシカによる交通事故も多発しており住民生活にも影響を与えています。

本町においては、「中標津町鳥獣被害防止計画」を策定し、町、各農協、猟友会等による「エゾシカ対策協議会」による、捕獲等に関する取組みを実施しています。合わせて、ジビエや革製品等の利用を図るほか、エゾシカの有効活用についても始まっています。

現在行っている被害防止対策では、4月から10月までを有害駆除期間として捕獲を行っています。ほかに、エゾシカの狩猟期間が10月から1月までとなっています。

また最近では、本来山岳部に生息するヒグマの目撃情報が、酪農地帯にとどまらず市街地近郊においても増加傾向にあり、ヒグマの移動ルート上での人間との接触が懸念されています。標津町で活動するNPO法人南知床・ヒグマ情報センターでは、根室管内のヒグマに関する情報収集とその分析等を行っています。

ヒグマなどへの対策として、本町や農協から北海道猟友会中標津支部に活動の支援が行なわれています。

この地域固有の動植物の存在は特に意識され

てはいませんが、人間の活動によって移入された外来生物※は、この地域の自然の中で順応したものや、生存競争が発生したもの、また在来生物との雑種の発生など、さまざまなかたちでこの地域で広がっています。

また、アライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニ、オオハンゴンソウなどの緊急に防除対策が必要とされている特定外来生物※や要注意外来生物の存在も見逃すことはできません。

中標津町のエゾシカによる被害の現状								
品目	年度	馬鈴薯	てん菜	デントコーン	野菜	牧草	牧草ロール	合計
面積	令和2年度	17.4ha	5.9ha	53.3ha	6.2ha	287.3ha	20個	370.1ha
金額		1,458万円	641万円	1,439万円	1,386万円	2,902万円	1万円	7,827万円

中標津町の鳥獣による被害の現状							
品目	年度	乳牛	施設被害	飼料	野菜	牧草ロール	合計
被害状況	令和2年度	28頭	7件	8件	1件	140個	
金額		1,488万円	40万円	50万円	10万円	6万円	1,594万円

課 題

野生動物と人間社会との共生については、自然保護の観点と経済生産性の観点からの個体管理があり、難しい問題を抱えています。

農畜産物に被害をもたらすエゾシカ対策は「中標津町鳥獣被害防止計画」によってその対策が行われていますが、正確な生態が把握出来ないため効果的な対策が進まないのが現状です。

狩猟等による有害駆除を実施し一定の成果が示されていますが、決定的な対策とはなっていません。

農地等に柵を設置してエゾシカの侵入を防止する方法もありますが、広大な牧草地への設置は膨大な費用を必要とすることから困難な状況となっています。

このため、高齢化により減少している猟銃による捕獲に係る第1種猟銃免許者の確保と人材育成や、その活動を支援する体制整備が課題となっています。

また、「エゾシカ対策協議会」での、わなによる捕獲についても、大型のわなの設置には経費の負担と捕獲したエゾシカに手間がかかるなどの問題点から、現在は小型のくくりわなでの対応に変わってきています。

このように安全で効率的に駆除が実施できる仕組みを検討し活用を促進することが、早急に求められています。

ヒグマに関しては、国内の野生動物の頂点にあることから、遭遇による事故の発生が問題化しています。

ヒグマの生息状況や行動形態などの基礎データが不十分なことから、その調査や分析での生態の把握による人身事故の発生防止が課題となっています。

このような中、ヒグマ出没状況や足跡などの情報収集による行動予測を行う事が必要となっています。

本来北海道に生息しない動物や植物が、その繁殖能力の旺盛さにより、勢力を拡大していることは、今後とも大きな問題になっていくものと思われます。

この地域の生物多様性からも、制御できない外来生物の野生化は大きな問題となっています。

野生生物との接触では、愛玩動物※（ペット）と同様の扱いを行ってしまう行為である餌付けなどによって、人畜共通の感染リスクや野生生物の世界においては種の存続にまで影響を及ぼす行為であることを十分に認識しなくてはなりません。

飼い主が適正な管理が出来ずに放置したペットが野生化し、酪農に対して悪影響を及ぼす事態が恒常的に発生しており、その対策には駆除が必要となっています。

生物の多様性と人間の社会活動は密接な関係の上に成り立っており、複雑で多様な相互に依

存した生態系によって私たちが得ているさまざまな恩恵をよく理解することが必要なことから、

野生生物への対応は今まで以上に共生と適切な管理のなかで行うことが求められています。

方針

「生物の多様性に関する条約」は1992年の国連環境開発会議で採択され、日本は1993年に締約しています。

この条約の目的は、地球上の多様な生物種は相互に関係し合っ地球環境を支えています、野生生物の種の絶滅が早い速度で進行していることから、生物の多様性を「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルで保全しようとするものです。

中標津町は、山岳地、森林、河川、農耕地といった地形を有し、これまでに植物では約995種もの維管束植物が確認され、動物では、哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、魚類など256種、また昆虫では約1,270種が確認されています。

この中で、絶滅のおそれがある野生動植物の現状を公表した北海道絶滅危惧種^{*}リスト（レッドデータブック）によると、本町には95種が存在しています。

特別天然記念物のタンチョウや天然記念物のシマフクロウに代表される絶滅危惧種の生息環境の保全が必要となっています。

また、本来この地域に住む生物の生息環境に大きな影響を与える外来生物を公表した北海道外来種リスト（ブルーリスト）によると、本町には200種以上の「外来種」が生息しています。

生物の多様性を確保するとともにその生育環

境を保全するため、在来種に影響を及ぼすウチダザリガニやセイヨウオオマルハナバチ、オオハンゴンソウなどの外来種を駆除し、新たな外来種を持ち込まないように努めていきます。

生息個体数の増加により農業被害が発生しているエゾシカや、エキノコックスとの関係が深いキツネ、また住民生活の場である市街地近郊に出没するヒグマなどについては、住民の社会経済活動に配慮しながら、それぞれの生態系が損なわれることのないよう、適正な管理と共生の手法を検討していきます。

特に樹木や農産物に被害が拡大しているエゾシカについては、増大した個体数を適正管理するための捕獲について、エゾシカの有効利用も含め、関係機関との連携の中で、有効な手段を構築していきます。

さらに、人身事故の発生しやすいヒグマについても、出没情報の収集や足跡情報の収集により、関係機関と連携しながら、人身事故防止のための情報発信やヒグマの適正な個体管理の手法を検討していきます。

このように、生物の多様性を確保するためには、この地域の固有種の保全と適切な管理、また場合によっては外来種の駆除が必要です。

そしてこの生物の多様性は、人間の生存基盤ともなっている自然生態系を健全に保持するための基本的な要素であり、地域特有の生物種が維持され、全体として生態系が保全されていくことで確保されていることを理解することが必要です。

施策

(1) 野生生物との共生。

- ① 経済基盤への影響や生態系を理解し、その生育環境の保全などを図ります。
- ② 農業被害や林業被害に関係するエゾシカや健康への影響が心配されるキツネについては、関係機関と連携を図り適正な個体管理に努めます。
- ③ 生活の安全を脅かすおそれのあるヒグマについては、生態や生息状況、行動パターンなどについて把握に努めその安全対策を推進します。

(2) 希少な生物種や地域固有の生物種の保護。

- ① 在来の動植物の保護意識の醸成に努めます。

- ② 北海道レッドデータブックに基づき、中標津町に生息する希少種を保護します。
 - ③ 過度の捕獲・採取に対して規制や意識啓発に努めます。
- (3) 外来種等による生態系への悪影響を回避する。
- ① 中標津町に生息し悪影響を及ぼすおそれのある外来種の駆除に努めます。
 - ② 外来種の進入を予防し、地域へ定着しないよう努めます。
 - ③ 生態系に影響を及ぼす物質等が持ち込まれないよう努めます。

第2節 生活環境



目指すべき姿

良好で快適な環境の創造とは、町民が相互に安全・安心を共有し、美しい景観を享受し、愛着を持てるまちをつくることです。

そのために、花壇や公園など憩いの場となりうる場の創出や、この地域の特徴である格子状防風林で区画された広大な酪農景観を保全し、より質の高い環境に高めます。

本町に住む町民一人ひとりが環境に負荷をかけない生活を理解し、また地域の中においてもそのことが確認できるような取組みを推進します。

それぞれの産業分野においても環境への配慮を事業に据えて活動します。地域の環境特性を十分認識し、そこから得られる便益を、持続可能な形で最大限引き出す考え方は、観光業以外の産業や暮らしの中にも広く定着しています。また、これらが魅力となり、関係人口や移住者の増加にも貢献しています。

この地域の基幹産業である酪農においては、環境に配慮した持続的な農業を営むとともに、農産物等の地産地消が進むことなどによって、農地や森林の適切な保全・整備が進み、それにより生物多様性が保全されるとともに、農地や森林などが持つ多様な公益的機能がより一層発揮されます。

商工業においては、経済的利益を得ることで、より地域の自然が持つ様々な機能を活かした土地利用やまちづくりなどを通して、町民、企業、行政が連携して自然と共生する地域づくりが盛んに行われるよう取組みます。

1 景観

現 状

武佐岳をはじめとした知床連山の山並み、様々な生態系を維持する標津川、当幌川とそれぞれの支流など豊かな自然に囲まれています。開陽台からは先人たちによってつくられた牧草

地と格子状防風林が広がり地平線まで続きます。こうした景観は、中標津町の開拓の歴史と文化そのものです。

平成3年に開陽台リゾート開発計画が持ち上がり、開陽台の景観と自然環境を守るため様々な運動が起こるなど、景観に対する町民の関心

が高まり、平成 8 年には中標津町景観条例※が制定されました。まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、もって中標津の風土に調和した良好な景観を形成し次代に引き継ぐことを目的として制定された条例に基づき、中標津町景観審議会を設置し景観形成に関する様々な検討を行っています。主なものとして開陽台周辺を景観重点区域に指定。国道 272 号線バイパス沿いの景観形成基準の策定。携帯電話基地局設置に係る指導指針の策定。太陽光発電

立地に伴う景観形成基準を策定するなど、中標津町独自の景観を守る施策を展開しています。

平成 29 年には景観行政団体※へ移行し、景観法に基づいた「中標津町景観計画」を策定。“歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり～中標津町の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～”を軸に、地域に合わせた景観形成基準をつくり、計画実現に向け継続的な景観まちづくりを町民・団体・事業者・行政の協働※による取り組みで進めています。

課 題

景観は人々の日々の生活や生業から形成されており、行政だけでつくることはできません。私たちの営みを映し出す景観は取り扱い方ひとつで失われてしまう可能性をもつ貴重な財産です。景観がどのように形成されているのかを理解することにより、より中標津らしい景観が生まれ出されます。格子状防風林に代表される郊外の酪農景観は先人たちによって形成され、文化的景観としての価値が評価され景観の大切さが認識された一方で、市街地の景観は今後協働で

考えていかなければならない課題のひとつでもあります。

また、地球温暖化による気候変動対応に代表される再生可能エネルギー推進のための施設についても、地域の景観とのバランスを意識することが重要であると考えます。

まち全体の景観形成に向け、一人ひとりの取り組みや活動をネットワーク化し相互の連携を図ることによって景観まちづくりを拡充し、景観法に基づく「景観整備機構」※を設立するなど、町民・団体・事業者・行政の協働による景観まちづくりが急務となっています。

方 針

良好で快適な環境を創造することは、私たちの生活が健康かつ安全で文化的なものとするために大切なことです。中標津町の景観は開拓の歴史と日々の生活を映し出すものであり、風土に調和した良好な景観を形成し次代に引き継ぐものとしています。

私たちは、この地域の開拓の歴史を尊重しながら、地域をくつろぎの空間とするため、潤い

と安らぎに満ちたゆとりある居住環境をつくる必要があります。まちに愛着が持てるよう協働による景観まちづくり活動に取り組み豊かな環境をつくりま。

中標津町では町内会や企業、町民活動団体などにより、まちの清掃や花壇の整備、景観調査や学習及びフォーラムなど様々な取り組みを実施しています。景観に係る総合的な施策として中標津町景観計画（H29 策定）に基づき実施していきます。

施 策

- (1) 景観に対する意識の醸成と関心の向上を図ります。
 - ① 景観形成、景観まちづくりに関する情報発信を行います。
 - ② 町民、団体、事業者、行政の協働による景観まちづくりに努めます。
- (2) 中標津らしい農村環境の保全・形成に努めます。
 - ① 格子状防風林などの森林との調和を図ります。
 - ② 再生可能エネルギー施設立地について周辺景観との調和に努めます。

2 家庭

現 状

都市機能の充実や市街地の拡大などにより、水需要は増加傾向にあります。

河川の水質汚濁の原因は、酪農に起因するもの、生活排水、事業所排水に起因するもの、また土砂崩れによるものなどが上げられます。

中標津町においての下水道普及率は農業集落排水を含め81.8%となっており、農家を中心として合併浄化槽^{*}の設置が進んでいます。その結果、浄化槽処理を含めた汚水処理人口普及率は92.8%となっています。

台所からの油性成分などの排出は、下水道施設に大きな負担がかかりますが、家庭内における生活排水への配慮不足からそのまま下水道に排出されることがあります。

家庭によっては、ペットや生活形態による悪臭や騒音、最低限のマナーを守らない飼育方も見受けられ、周辺環境に悪影響を及ぼす場合があります。

また、家庭ごみの排出が適正に行われないことで、住宅内や敷地内に堆積する、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる状況となり地域環境の悪化を招いている場合があります。

中標津町の公共下水道の整備状況(令和4年4月1日現在)

地区	中標津地区	計根別地区	養老牛地区	合計
事業	公共下水道	農業集落排水	特定環境保全	
供用開始	昭和60年4月	平成11年4月	平成13年3月	
処理区域	760.7ha	64.5ha	4.9ha	830.1ha
処理人口	18,801人	687人	26人	19,514人
汚水管渠	127,946m	10,218m	641m	138,805m
雨水管渠	15,507m	-	-	15,507m
処理能力	11,425m ³ /日	406m ³ /日	190m ³ /日	12,021m ³ /日
普及率	81.70%	100%	100%	84.80%
浄化槽設置人口				1,835人
浄化槽普及率				7.53%
汚水処理人口普及率				92.80%

中標津町の下水処理場

中標津下水終末処理場の概要		計根別浄化センター		養老牛温泉浄化センター	
場 所	東 35 条北 6 丁目 1 番地	場 所	計根別北 2 条東 6 丁目	場 所	字養老牛 747 番地
敷地面積	20,799 m ²	敷地面積	3,000 m ²	敷地面積	2,380 m ²
供用開始	昭和 60 年 4 月 1 日	供用開始	平成 11 年 4 月 1 日	供用開始	平成 13 年 3 月 31 日
処理能力	11,425m ³ /日	処理能力	406m ³ /日	処理能力	190m ³ /日
計画人口	定住人口 18,600 人	計画人口	定住人口 687 人	計画人口	定住人口 40 人
	計 18,600 人		観光等人口 83 人		計 470 人
放流先河川	二級河川標津川	放流先河川	普通河川ホンケネカ川	放流先河川	普通河川標津川

課 題

未だに生活排水が未処理のまま排出されてい

る場合があります。地下浸透や河川流入など河川の水質汚濁などの原因となっており、その対策が課題となっています。

浄化槽は微生物による汚水の分解によって浄化されるシステムであることから、定期的な点検なしではその機能を果たすことが出来ず、汚水排水の流出が発生してしまう可能性があります。また、必要な検査を受検しないなど、適切な処理となっていない状況も見受けられます。

家庭からの洗剤や油の排出などが下水道に流れている実態が、下水道処理場の汚水を分解する微生物に負荷をかける原因のひとつとなっています。

ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）

として生活に欠かせない存在である一方、動物の飼い方に起因する迷惑問題や安易な飼養放棄などが問題となっています。猫の放し飼いや、犬の散歩時におけるフン害が問題となっているため、飼い主のマナー向上が求められます。

各家庭の生活形態によっては、地域環境や地域住民に迷惑行為としての行動となってしまうことがあり、「ごみ屋敷」の様になってしまった場合は、地域的な協力が必要となる場合があります。

区分	流入水		放流水	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
透視度	2.6cm	3.1cm	43.2cm	46.8cm
pH	7.2	7.1	6.8	6.8
浮遊性物質(SS)	277.3mg/L	325.2mg/L	3.5mg/L	3.1mg/L
生物化学的酸素要求量(BOD)	260.7mg/L	301.0mg/L	2.1mg/L	1.8mg/L

方針

生活において不可欠な上水道は、恵まれた環境のなかで水資源が確保されていますが、これからも見込まれる需要に対応するため、今まで以上に適正な使用が求められています。

また、社会生活を営む上での各種排水の適正管理は環境負荷低減や河川環境の向上のためにも重要です。

また、下水道においては下水道処理場や合併浄化槽などで適正な処理を行っていますが、一

部適正な管理が行われていないものの状況把握に努め、適切な指導を行う必要があります。

住宅が隣接する市街地を形成している区域では、お互いの生活環境を尊重し不快な状況が起きないように、生活形態から発生する騒音や悪臭、適切なごみ処理などの対策が必要です。

人間のよきパートナーであるペットについては、飼い主の飼育マナーの向上が不可欠です。令和4年6月より動物愛護法が改正され、飼い犬へのマイクロチップ装着制度が始まります。

施策

(1) 水道と排水処理の適正化。

- ① 上水道の節水に努め水資源の維持に努めます。
- ② 生活排水の適正排出により、下水道処理場での負荷の軽減を目指します。
- ③ 関係機関と協力し不適切な浄化槽の把握に努め、適切な管理を行うよう指導を行います。

(2) 居住空間の快適性を確保。

- ① 家庭生活から発生する騒音、悪臭などの対策を図ります。
- ② 敷地内において生活関連用品の放置や廃棄物の放置などを抑止し環境保全に努めます。

(3) ペットの適正管理。

- ① 周囲に配慮した飼育環境と、公共空間での適切な管理を確保します。
- ② ペットへのエキノコックス感染に注意し、人への感染を防ぎます。
- ③ 飼い犬へのマイクロチップ装着制度の運用により、適切な指導を行います。

3 産業

現 状

①農業

基幹産業である農業は、農家戸数の減少の一方で年々経営規模が拡大し、令和2年の総農家戸数は307戸で、そのうち酪農に関しては乳用牛飼育で271戸となっています。

飼育頭数は41,413頭であり1戸当たり平均152.8頭となっており、生乳生産量は203,478トンとなっています。

家畜排泄物の排出量は、平成28年度のデータで619千トン/年と試算されています。

家畜排泄物の管理は各種事業によって施設整備が行われ、適正化が進められてきています。

曝気処理などを施した家畜ふん尿処理物の草

地散布は、草地への堆肥として還元する必要性から実施されています。

牧草地の確保のため平坦部の利用によって、一部では河川に近接する農地があります。

②商工業

事業活動から生まれる排水は、事業所の敷地内の雨水の適正な排出とともに、事業所の責任において適正な管理が行われることとなっています。本来廃棄物としての処理である作業機械用油の流出には、より厳密な管理が必要となっています。

事業所から発生する振動、騒音、悪臭問題は、市街地においては特に大きな問題とはなっていませんが、時として苦情が寄せられることがあります。

中標津町の農地面積(ha)

草地	馬鈴薯	甜菜	青刈りとうもろこし	夏だいこん	ブロッコリー	そば	小麦
17,447	1,752	114	1,714	107	30	413	45

中標津町の農業概要より（R元年データ）

中標津町の酪農の変化

年度	乳用牛飼育戸数	戸当り飼育頭数	生産乳量
平成2年	443戸	75頭	116,484t
平成19年	342戸	121頭	174,642t
令和2年	271戸	152頭	203,478t

平成19年度までは北海道農林水産統計年報、平成21年度以降は農協調べ

課 題

① 農業

第一次産業を基幹産業とするこの地域では、農業や漁業を問わず河川環境の保全は非常に重要な問題となっています。

農地は、林地に比べて雨水の土壌浸透力が低いため、浸透されない雨水は地表を流れ、散布したふん尿とともに農地に近接した河川に直接流入する可能性があります。

この地域の特徴とも言える、季節的に発生する酪農からのふん尿臭気については、様々な対策が行われていますが、その一つの手法として、

家畜ふん尿をメタン^{*}発酵させ、メタンガスをエネルギー化して発電するバイオガスプラントの検討が進められています。

②商工業

周辺状況にもよりますが、一部の事業所では、振動、騒音、臭気、排水処理などにおいて、周辺環境へ悪影響を与える可能性もあります。また、河川に隣接する作業場がある場合は、排水が河川へ直接流出する可能性も十分考慮しなければなりません。

事業活動に起因する水質への影響は関係する主体が対策を講じていくことが、今まで以上に必要となっています。

種類別のふん尿排出量

種 類	乳用牛			肉 牛		
	搾乳牛	乾乳牛	育成牛	2 歳未満	2 歳以上	乳用種
糞t/年	16.6	10.8	6.5	6.5	7.3	6.6
尿t/年	4.9	2.2	2.4	2.4	2.4	2.6
合計t/年	21.5	13.0	8.9	8.9	9.7	9.2

農林水産省「家畜排せつ物法の管理基準と記録について」より

方 針

酪農経営では飼養頭数の増加に伴い家畜ふん尿の発生量が増加していますが、このふん尿処理は大きな課題となっており、良質な牧草づくりのためには不可欠ですが、活用方法や適正管理が求められています。

また以前より家畜ふん尿から発生する臭気についての対策が求められていますが、平成29年には畜産バイオガスを中心として、木質バイオマス※、廃菌床ペレット化を想定した「中標

津町バイオマス産業都市構想」が選定され、バイオマス産業都市として認定を受けています。

中標津町の商工業においては、この根室地域の中心地として、他町も含めた規模での商工業の集積地となっています。

このため本町には、商業の他に建設業や車両販売・整備業が集積しており、それに伴う産業排水の適正管理や騒音・悪臭対策が必要となっています。また、河川近辺の事業者においては事故発生時の危機管理体制と事故処理への備えを必要とします。

施 策

- (1) 酪農における家畜ふん尿の適正管理に努める。
 - ① 各農家において家畜ふん尿の適正管理を徹底するよう指導します。
 - ② 牧草地への撒布が不可欠なふん尿について、散布場所や時期を含め、河川への流出防止対策を検討します。
 - ③ 家畜ふん尿から発生する臭気について、撒布手法を含めその対策を検討します。
 - ④ 家畜ふん尿の効率的な堆肥化やバイオマス発電の活用などの調査を行い、導入を検討します。
 - ⑤ 町、農協、振興局等の関係機関により現況調査を実施し改善状況を随時点検します。
- (2) 商工業集積地域における市街地環境を改善する。
 - ① 商工業事業者からの産業排水を適正に管理します。
 - ② 事業者の事業方針に環境保全に対する意識向上を図るよう啓発します。
 - ③ 河川付近の危険度の高い事業者の把握に努め、法令順守についての啓発・指導を行います。

第3節 循環型社会



目指すべき姿

これまでの社会経済システムは、私たちに物質的な豊かさを提供した反面で、地球温暖化や資源の枯渇、自然環境の悪化などの問題を発生させてきました。

私たちの社会が持続可能な環境を維持していくためには、極力環境に負荷を与えず、資源を無駄なく利用していく社会の構築を目指すことが必要です。

そのために、廃棄物を発生させないリデュース (Reduce)、排出された廃棄物を再利用するリユース (Reuse)、そして廃棄された資源の再資源化を図るリサイクル (Recycle) という3Rや適性処理についての考え方はある程度定着してきていますが、一部では不法投棄の問題もあることから取組を進めていきます。

家畜ふん尿や林地未利用材などバイオマスの利活用を推進し、農林水産資源が持続可能な方法で利用されるとともに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー*を促進し化石燃料の消費を抑制します。

今後、一人ひとりの努力により将来に向かって持続的な文化的生活をしていくために循環型社会の構築を進めます。

1 ごみとリサイクル

現 状

①ごみ

中標津町では昭和52年よりごみの分別回収(可燃と不燃)と有料化を実施しています。

平成15年度からは新たな最終処分場の管理型埋立施設において破碎した不燃ごみの埋め立て処分が行われています。

ごみ排出の細分化により、可燃・不燃ごみの排出総量は大きく減少しました。

根室管内4町で構成する根室北部廃棄物処理広域連合では、平成19年度より可燃ごみの焼却が始まりました。

ごみの不法投棄は相変わらず発生しており、関係機関との連携、監視カメラの設置により発生防止に努めています。

町民が各家庭や町内会またグループ単位、職場である事業所単位など、さまざまなボランティア活動によって、不法投棄されたごみの回収を毎年行っています。

しかし、家電や家庭ごみなどの不法投棄が後を絶たず皮肉にも本町の緑豊かな自然が不法投棄の目隠しになっています。

近年では、循環型社会の形成だけではなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、廃棄物系バイオマスの利活用が注目されています。

今後、人口減少等により空き家、空き店舗の増加が懸念され、また適切な管理がなされずにごみ屋敷等が増えていくことも想定されることから、地域の生活環境の悪化につながるものが危惧されます。

中標津町一般廃棄物最終処分場			
所在地	中標津町東当幌6番地11	ごみ処理施設	
供用開始	平成14年11月	本体面積	647,71㎡
埋立施設		対象物	粗大ゴミ、不燃ごみ、その他
埋立面積	12,600㎡	処理方式	横型回転破砕機
埋立容量	55,188m ³	処理能力	10t/5h

②リサイクル

家庭から排出されるごみの内、約2～3割が容器包装廃棄物といわれていたことから、平成9年に容器包装リサイクル法が施行され、廃棄物の減量化と資源の有効利用推進のため容器包装のリサイクルが始まっています。

根室北部廃棄物処理広域連合では、平成16年度よりリサイクルセンターが稼働し、資源ごみの分別収集を関係町が実施しています。

町内会における資源保管庫の利用では、平成25年度に郡部地区を拡大し、新聞、雑誌、ダンボール、ラップロールの分別収集が順調に行われています。

レジ袋の有料化などにより、ごみとして排出されていたレジ袋がマイバッグの増加とともに

減少しています。

各種リサイクル法により、家電、自動車、パソコン等のリサイクルが定着してきています。

また、平成25年度より小型家電リサイクル法が施行され、小型家電リサイクルボックスを役場庁舎に設置しリサイクルの促進を図っています。

リサイクルを推進する上で、不要品などの再利用可能なものをごみとして排出するのではなく、そのまま製品として生かしていくフリーマーケットやインターネット上での取引が可能なフリマアプリが注目されています。

広域連合の施設			
焼却施設の概要		リサイクルセンターの概要	
関係町	別海町、中標津町、標津町、羅臼町	関係町	中標津町、標津町、羅臼町
設立年月日	平成14年7月19日	所在地	中標津町東当幌6番地11
所在地	別海町別海13番地の5	本体面積	1,398㎡
本体面積	4,605.52㎡	供用開始	平成16年3月
供用開始	平成19年9月	処理ライン	空缶選別圧縮設備
焼却炉	流動床式ガス化溶融炉		ペットボトル圧縮梱包設備
焼却能力	62t/24h (31t/24h×2基)		その他プラ等圧縮梱包設備
総事業費	4,301,955千円		トレー・発砲スチロール減容設備

課 題

①ごみ

可燃ごみの主なものは生ごみで、その約8割が水分と言われており、その対策がごみの減量化となります。可燃ごみに含まれるリサイクル可能な資源ごみが増加傾向にあります。

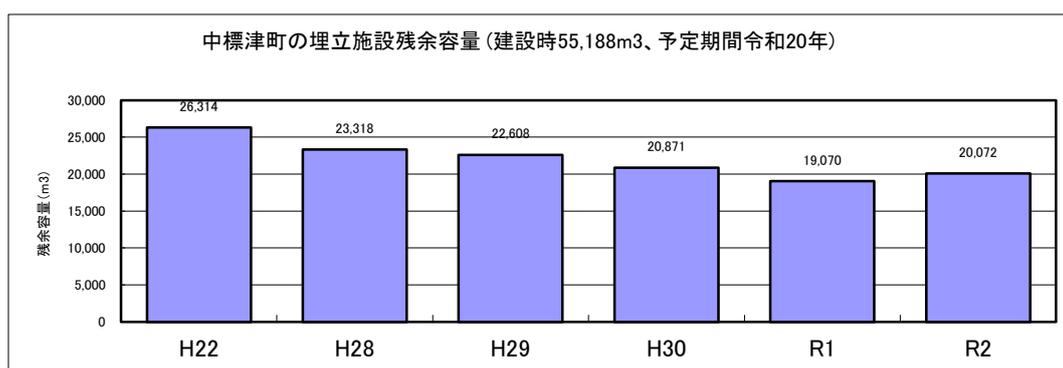
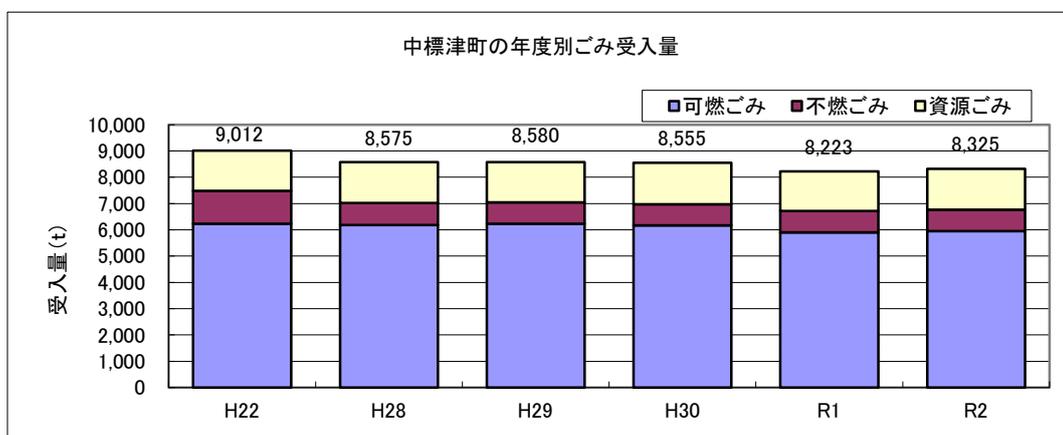
令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、社会全体で食品ロス削減を推進していくことが求められています。

不法投棄対策に対しては根室管内共同の「ね

むろ自然の番人宣言」及び中標津町きれいな街にする条例に基づき、関係機関との連携による巡回実施などにより、その抑止力を高めていますが、今後も継続して町民意識の啓発を行い、より一層不法投棄撲滅に努める必要があります。

また、健康被害が懸念されているPCB廃棄物については、処分計画に基づき適正処理が必要となります。

投棄者	H28	H29	H30	R1	R2
住民	15	3	1	2	0
事業者	0	1	0	0	0
不明	41	34	10	5	13
合計	56	38	11	7	13
重量(kg)	2,480	1,370	1,090	2,440	1,440



②リサイクル

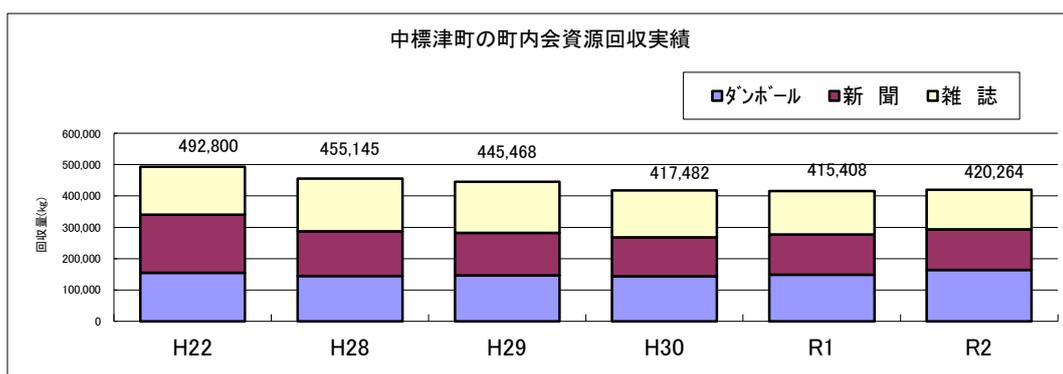
リサイクルの意識の高まりにより、家庭からの分別排出はライフスタイルの一部になりましたが、ときとして分別が曖昧になることがあり資源にならない物を資源ごみとして排出するケースが増加傾向にあります。

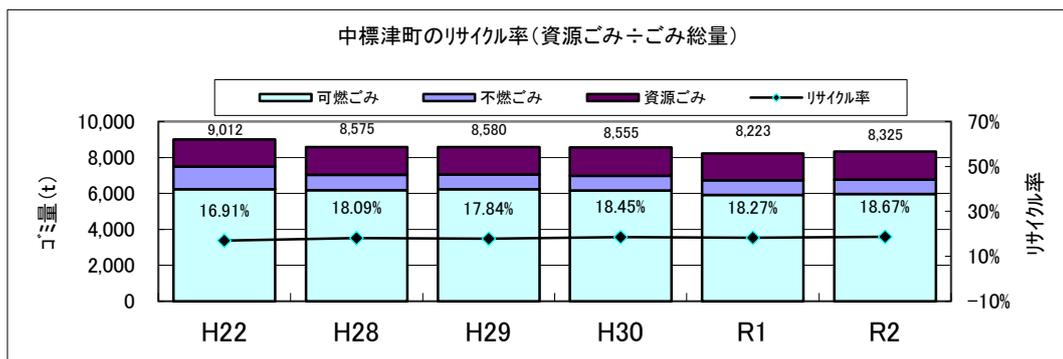
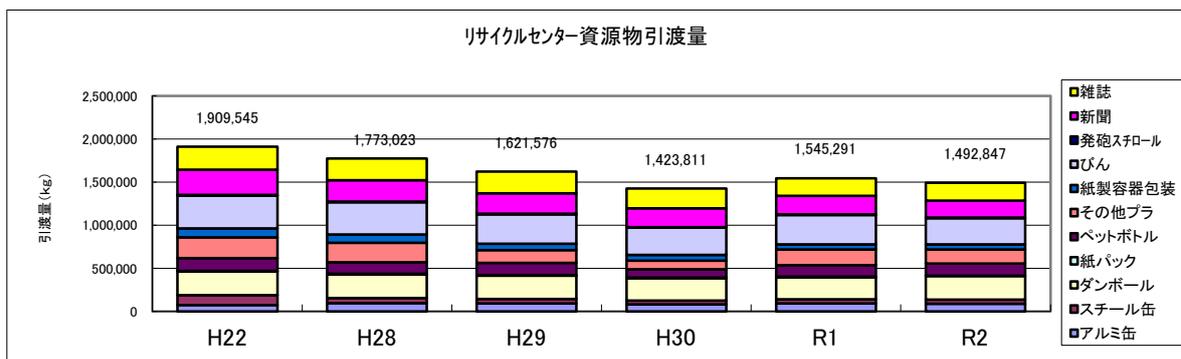
リサイクルされる排出物は、汚れていないこ

とが原則ですが、洗うなどの手間を省いて汚れたまま排出されるケースが見受けられ、リサイクル製品としての質の低下が見られます。

家電リサイクルなどの有料リサイクルを嫌って、不法投棄を行う者の発生が見受けられます。

ごみの排出抑制に向けて、3R に係る実践行動の定着など意識向上が必要となります。





方針

中標津町のごみの処理量は、平成15年7月のごみの分別収集の細分化によって減少していますが、平成28年から横ばいの状況が続いているため、今後も更なる減量化に取り組めます。事業系一般廃棄物及び産業廃棄物*の減量化

も大きな問題であり、そのリサイクルも含め事業者の適正な処理を図ります。

ごみを資源として捉え、3R《リデュース(減らす)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)》を実践することにより、循環型社会の実現に努めます。

施策

- (1) ごみの減量化の促進。
 - ① 計画的な購入や大切に使う意識を醸成し、ごみの排出量の減量化に努めます。
 - ② 過剰包装を抑制し、簡易包装を促進します。
 - ③ 資源ごみ収集と分別の徹底によりごみ処理量の減量化を促進します。
 - ④ 食品ロス削減に向けて啓発を行い、生ごみの減量化を促進します。
- (2) ごみの分別収集の促進。
 - ① 「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」など各種リサイクル法に基づく分別を啓発します。
 - ② 情勢の変化により分別の細分化や処理方法の変化などが生じた場合は、随時対応します。
- (3) ごみのリサイクルの促進。
 - ① 町内会における資源集団回収への理解を深めるよう広報し資源回収を促進します。
 - ② 役場や公共施設において再生品の使用を進めます。
 - ③ インターネット上でのフリーマーケットなど不要品を交換できる活動を推進します。
 - ④ 3Rについて広く周知し、ごみの排出削減に努めます。

(4) 廃棄物の適正処理を促進。

- ① 国や北海道と連携して産業廃棄物の適正な処理と再利用を促進します。
- ② 監視カメラの設置など、ポイ捨て等の不法投棄に対する指導と意識啓発を行います。

2 資源、エネルギー

現 状

現在の生活水準は地球資源である化石燃料の利用によって支えられています。

発電電力量については、全体の20.8%が再生可能エネルギーによってまかなわれています。

地球資源は有限であり、近い将来に枯渇すると言われているためエネルギー資源の安定的な確保がより一層重要となっています。

化石燃料を燃焼してエネルギーを得ることは、それ自体が地球環境への負荷の増大となっています。

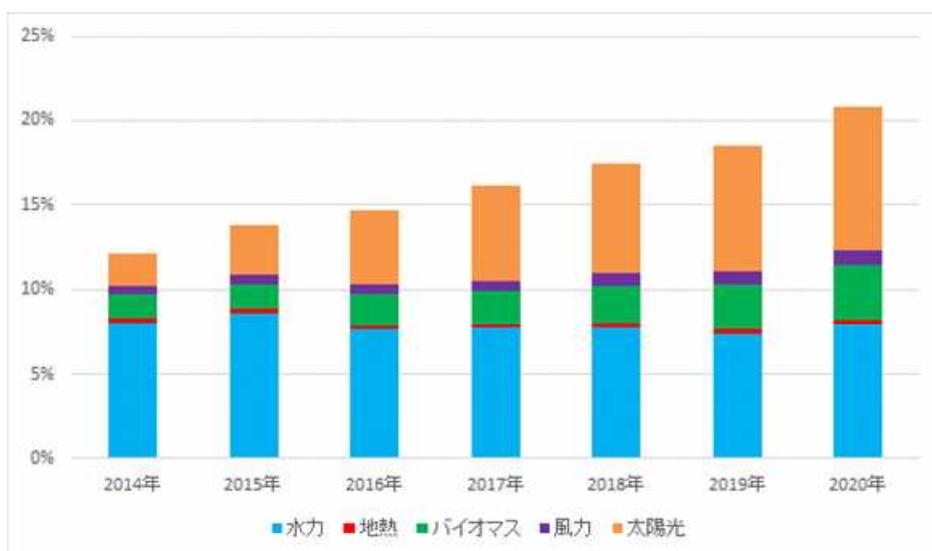
地球温暖化などの地球環境の悪化に対応するため、現在は再生可能エネルギーへの転換期になっています。

化石燃料の効率的利用を図るための技術開発が同時に行われています。

太陽光に代表される再生可能エネルギーの幅広い利用が始まっており、近年では循環型社会の形成だけでは無く、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、廃棄物系バイオマスの利活用が注目されています。

省エネ型の社会環境や生活環境の構築が動き出しています。

日本の全発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合の推移(出所：電力調査統計より)



課 題

ガソリン価格や灯油価格の上昇によって資源やエネルギーを意識することはありますが、それ以外の場面でこの問題を強く意識することはあまりありません。

近年は、エコカー減税に伴うハイブリッド車購入や過去に実施された省エネ家電購入時のエコポイント制度などによって意識が高まってきてはいますが、各家庭の生活スタイルの違いに

よってばらつきがあります。

冬の各家庭の室内温度設定など、できることはたくさんありますが統一した行動とはなっておらず、省エネ、省資源を目指す生活とは、シンプルな生活行動に努めることが一番であると言われているものの、個々の意識と生活状況の差によってその理解度には差があります。

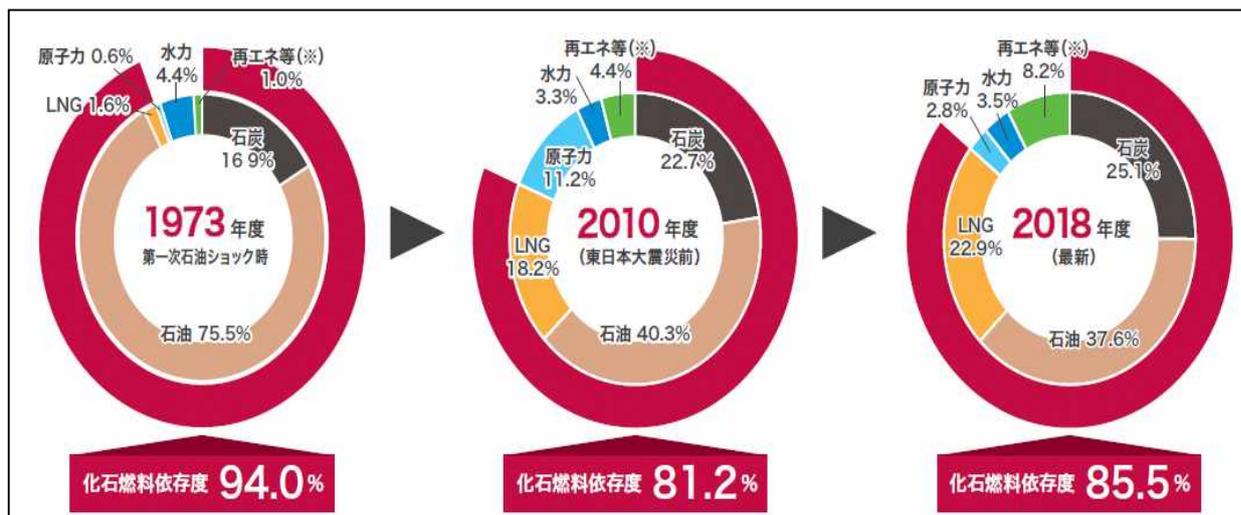
化石燃料消費の削減のため、家畜ふん尿を利用したバイオマス発電や、太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用を推進する必

要があります。しかし、再生可能エネルギーの導入が進む中で、太陽光パネルの設置により豊かな自然環境や良好な景観が損なわれるなどのマイナス面も見られるようになり、環境と経済そして社会の統合的向上を目指す上での課題の一つとなっていることから、環境影響の回避・低減に取り組みながら再生可能エネルギーの導

入を進めていく必要があります。

また、東日本大震災での原子力発電所事故によって放射性物質の拡散による環境被害が問題化したことから、エネルギーの多様化に伴うローカルエネルギーとなりうる再生可能エネルギーの普及について、早急な対策を検討する必要性が生じています。

日本の一次エネルギー供給構成の推移（出典：資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」）



方針

「新エネルギー*利用等の促進に関する法律」は、新エネルギーの利用を推進することを目的として平成9年に制定されました。

ここでの「新エネルギー」とは大別して「再生可能エネルギー」と「従来型エネルギーの新利用形態」とに分類されます。

「再生可能エネルギー」には、太陽光発電や風力発電などの「自然エネルギー」、バイオマス発電や廃棄物発電などの「リサイクルエネルギー」に分類されます。

「従来型エネルギーの新利用形態」はハイブリッドや電気自動車などの「クリーンエネルギー自動車」と、水素と酸素による発電の「燃料電池」が上げられます。

これらは、地球環境への負荷が非常に少なく、地球環境問題への対応に大きく寄与し、その利用を推進することは持続可能な経済社会の構築につながります。

また、化石燃料に代表される枯渇性エネルギー

は、資源を持たない我が国のエネルギーの安定供給に不安を抱えています。

国産エネルギーとなる新エネルギーへの転換は、エネルギーの供給構造の多様化に貢献します。原子力発電所の事故により、電力の多様化は新エネルギーへの転換を加速化させることとなり、発電の技術革新、国の政策などによる進展が見込まれる中、この地域に適した手法を検討していきます。

新エネルギーの導入を推進するためには、町民の積極的な参画と事業者の協力による行政と一体となった協働推進体制が不可欠です。そのため新エネルギーの普及啓発活動を進めながら、町民・事業者・町との協働による導入を進める必要があります。

さらに新エネルギーの多くは地域分散型であり、需要地と近接しているため輸送によるエネルギー損失も低く抑えられることから地域の防災拠点等への再生可能エネルギー関連設備の整備を検討します。

家畜ふん尿や林地未利用材などバイオマスの

利活用が定着し、農林水産資源が持続可能な方法で利用されるとともに、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場の拡大を期

待しつつ、水素社会の形成に向け、産学官で連携し、普及啓発や導入拡大などの取組を進めます。

施策

- (1) 豊かな自然環境を生かした太陽光発電などの自然エネルギーの利用を推進します。
- (2) バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を検討します。
- (3) 公用車に電気自動車、燃料電池自動車の導入を検討し取り組みます。
- (4) 化石燃料に由来するエネルギーの利用と消費を抑制します。

第4節 地球環境



目指すべき姿

地球温暖化、オゾン層*破壊、酸性雨*の拡大・熱帯雨林の減少、砂漠化の拡大、生物多様性の減少など、地球規模の環境問題が深刻化しています。また、台風の大規模化や豪雨、夏の猛暑、暖冬、海外では洪水や干ばつなど異常気象の発生が私たち生物の生存への環境を悪化させています。

地球上の生命環境を保護する役割を担う大気とオゾン層については、将来の地球に大きな影響をもたらすものと理解することが必要です。

私たちはかけがえのないこの地球を保全し、持続可能な社会を構築するために、地球環境に配慮した行動を地球規模で考え、今までの生活のあり方を見つめ直し変えていくことを一人ひとりがそれぞれの地域から取り組むことが求められています。

国が宣言した「2050年カーボンニュートラル宣言*」により、EV（電気自動車）やFCV（燃料電池自動車）などのゼロエミッションビークル*の利用やICT（情報通信技術）を活用したテレワークが一般的になるなど、環境に配慮した暮らし・働き方へと変化してきています。このように、人々のライフスタイルや企業の経済活動は、化石燃料に依存しない形へと変化しており、中標津町における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、森林等による吸収量と合わせ、実質ゼロに向けた努力が必要となります。私たちの生活が地球環境に大きく関わっていることを認識し、酪農におけるメタンなどの温室効果ガスの発生抑制に努力するなど、他地域と連携・協力を図りながら、地球環境の保全に取り組みます。

1 地球温暖化と気候変動

現 状

地球の温暖化現象については、国際的な報告書によって、「人間の影響が地球温暖化をもたらしたことは疑う余地がない」と断言されている。現在の気候は過去の気候と比較してその変化は大きく、異常気象の発生頻度が高まり、暑さや降水量などその度合いも強まっている。台風など熱帯低気圧は過去40年でより大型の比率が高まっており、降水量も温暖化で増加していると結論付けられています。

① 年平均気温

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※公表では、世界の平均気温は1880年から0.85℃上昇しており、最近の30年間については過去のどの期間よりも高温となっている。

気象庁によると、日本においても1990年以降、高温となる年が頻出し、このまま温暖化が進めば21世紀末には年平均気温は4.5℃上昇すると公表しています。

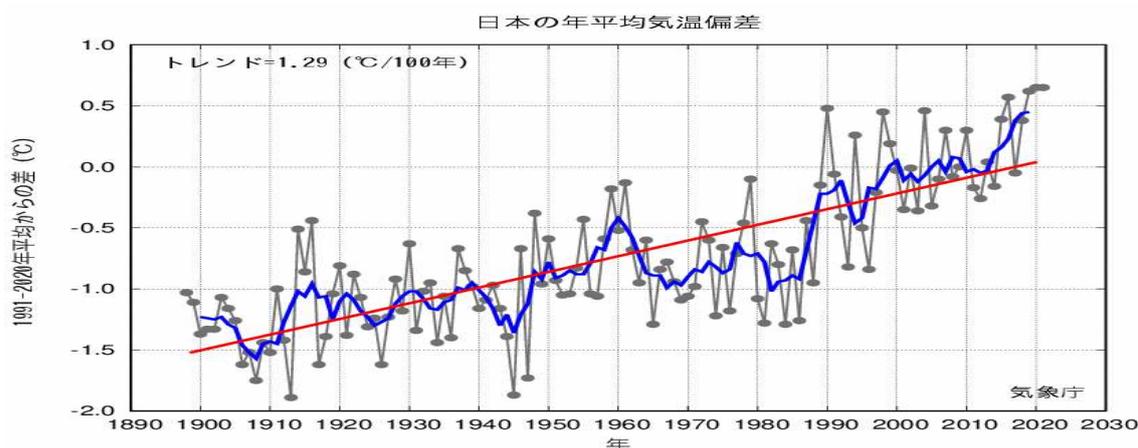
私たちは環境に過大な負荷をかけ、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が生じる要因となったことを認識し、将来に向けてライフスタイルを環境への負荷の少ないものに変える取り組みを実践していくことが必要となっています。

私たちの暮らしを支えている機器のほとんどは、エネルギーを消費することにより機能を果たしており、家庭における機器のエネルギー消費は現在の生活を維持するために不可欠となっています。

② 二酸化炭素

産業革命以降の化石燃料の消費により、温室効果ガスと言われている大気中の二酸化炭素濃度は革命前と比較して40%増加していると言われています。

日本の年平均気温の変化（1890～2030）（出典：気象庁）



課 題

一番問題視されているのが温室効果ガスの中でも二酸化炭素の排出量であり、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）における京都議定書によって、日本は2012年までに1

990年との比較で6%の排出削減をする目標については達成しています。

現在は、2015年、パリで開催された COP21 で採択されたパリ協定による目標設定となっていますが、2030年度の中期目標が当初は2013年度比26%削減としていましたが、

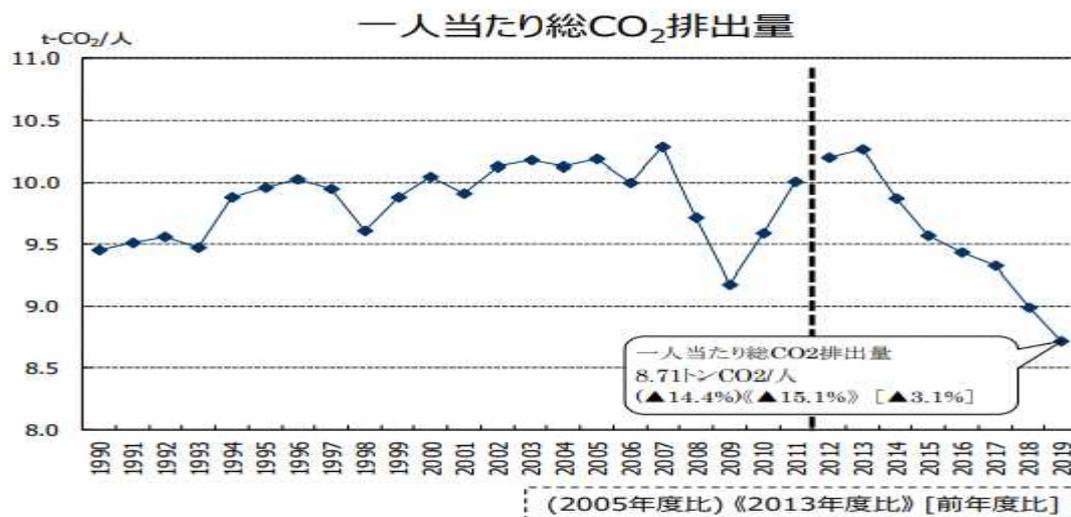
2021年10月に国が2050年排出実質ゼロ宣言を表明したことから、中期目標値は46%減と変更となり、「2050年カーボンニュートラル」脱炭素社会に向けて大きなエネルギー政策の見直しが求められています。

また、地球温暖化に影響のあるオゾン層は破壊物質のフロンガス生産規制により減少を食い止めています。しかし、代替フロンと呼ばれるハイドロフルオロカーボン（HFC）などの多くは、オゾン層は破壊しませんが二酸化炭素の数百倍から数万倍の温室効果ガスであるという

別の大きな問題を抱えており、地球温暖化問題に関係してきています。

【地球温暖化により懸念されている影響】

- 気候変動に伴う異常気象による災害の多発
- 干ばつや水害等による穀物生産の減少による食糧危機の深刻化
- 地域性による降雪量の増減
- 熱帯地域の感染症や害虫による死亡率の増高
- 海面上昇による湾岸地域の水没
- 生態系の乱れによる生物多様性の危機



方針

地球温暖化は、大気圏に溜まっている二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスにより、地球の地表面で暖められた空気が宇宙空間に逃げにくくなることによって起こります。

私たちは、地球温暖化防止に貢献するため、生活様式を見直す必要があります。

石油や石炭などの化石燃料は、無限な資源ではありません。利便性を追求したエネルギー消費型社会の構築により、自然環境に影響を与え

てきました。

今後は、省エネルギーを徹底し、温室効果ガスの発生が少ない再生可能エネルギーの最大限の導入と、その普及拡大を加速させる必要が高まっており、エネルギーの収支をゼロとすることを目指したZEH*（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などの住宅新築や、断熱改修等の省エネ改修について推進します。また、フロンガス類の適正管理や、森林等における二酸化炭素吸収源対策も同時に進めることが必要となります。

施策

(1) 限りある資源を大切に使うことについて啓発。

- ① 環境負荷の少ない商品やサービスなど賢い選択を行う「COOL CHOICE*」の取組を実践します。
- ② 化石燃料によるエネルギーの消費量を抑制します。

- (2) 再生可能エネルギーの利用を推進。
 - ① 太陽光・地熱・風力などの自然エネルギーの活用について検討し取り組みます。
 - ② 家畜ふん尿等を利用したバイオマスエネルギーの活用について検討します。
 - ③ 公共施設における太陽光発電など再生可能エネルギーの活用について検討し取り組みます。
 - ④ 民間施設における再生可能エネルギー導入の推進をします。
- (3) 温室効果ガスの排出量を削減。
 - ① 温室効果ガスの削減に向けた具体的な行動の指針を示しその実現に努めます。
 - ② 二酸化炭素の貯蔵・吸収源としての森林を整備・保全し、農地土壌における吸収源対策を検討します。
 - ③ 公共施設における温室効果ガス排出量の削減に向けた「中標津町地球温暖化対策実行計画」を推進し、再生資源を使用した製品の優先的な調達などグリーン購入*に取り組みます。
 - ④ 温室効果ガス排出量抑制に対する各種啓発活動により町民意識の醸成を図ります。

第5節 環境の学習と教育



目指すべき姿

環境問題を解決するためには、町民や事業所、地域での役割にそった環境教育*・環境保全活動の取組み、またそれぞれの協働による取組みが重要です。そして、第一に町民個々の行動と問題意識を持つことが必要であり、それぞれの問題の解決に向けた取組みが不可欠です。

環境保全に対する具体的な行動を実践するには、中標津町に適したルールづくりとモラルを養っていく必要があります。本町の社会状況を再確認し、環境問題の実態を把握できるよう学習機会を充実していきます。また、町全体で参加できる仕組みづくりを検討し、環境保全の取組みに対して支援していきます。

子どもから高齢者まで幅広い町民が、身近な環境問題から地球環境問題までを学習できる場を確保し、学習プログラムの充実と人材育成のための体制づくりの必要があります。

町民に対し、的確な環境情報を提供また発信するため、情報の調査・分析のための体制整備や関係機関との連携を図り情報ネットワークづくりを進めます。

1 環境教育と環境意識

現 状

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、環境への負荷が少

なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極

めて重要な意義を有しています。

学校における環境教育は、生涯学習の一環であり、その基礎的な部分として位置付けられ、「環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題を解決するための能力を育成する。」を目的としています。学校全体の教育活動を通して取り組んでいくこと、施設見学や自然観察等の体験的な学習を重視すること、などに留意しながら学習が行われています。

町民の環境に対する意識は、日々の生活の中での行動によってその意識の深さが表れます。

町内会などの地域では、花壇の整備や一斉清掃などの環境美化や、資源ごみの集団回収などの実施によって環境に配慮した活動を行っています。

課 題

環境教育は、児童が身近な環境に意欲的にかかわり、問題を見出し、考え、判断し、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動がとれる態度を育てることが必要です。また一部の教科だけで行うのではなく、教科等の相互の関連を図り、学校の教育活動全体を通して総合的に行われる必要があります。

今後、地域の環境の特色を生かした身近な問題を取り上げるなど、家庭や地域、関係機関との連携を一層深め、さらなる環境教育の充実を図っていきます。

町民の環境に対する行動は、家庭でのごみ処理や環境美化といった行動から、地球温暖化に対する生活上の配慮などによって行われていますが、この地域の豊かな自然環境に対する環境意識は、景観保全・緑化推進などで高まっていることから、環境保全などの自然環境全般に対してはさらに高める必要があります。

事業者においては、事業内容によって環境に

しかし、環境意識に対する個人差が拡大し環境配慮への行動の差が年々広がっているように感じられます。

事業者では、ボランティア清掃の実施などにより地域環境の改善に積極的に関わっていたり、経営方針の中に環境に配慮したISO14001*のような環境マネジメントシステムを導入しているところもあります。

しかし、事業者のなかでは、経営規模や経営方針または事業形態によって、環境に配慮した行動や活動に対しての関心の深さに差があることも事実です。

対する行動や社会的貢献活動において意識の差があることから、全体としては十分とは言えません。

経営の内容にかかわらず、みずから環境に配慮した行動を起こせるようなきっかけや仕組みづくりが必要です。

地球環境のようにグローバルな問題についても話題としてだけではなく、身近な問題として考え行動する必要性が今まで以上に増えています。

豊かな自然に恵まれた中標津町において、地域の環境教育の理解度を高めるための手段として、まちづくりの一つとしての環境問題に関わる個人や団体等の育成が必要となっています。

中標津町最終処分場見学者

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
団体数	5	5	6	3	1	20 団体
見学者数	305	324	304	239	1	1,173 人

根室北部廃棄物処理広域連合焼却施設見学者()内は中標津分

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
団体数	14 (4)	16 (5)	20 (5)	17 (4)	7 (2)	74 団体 (20 団体)
見学者数	497 (261)	504 (260)	480 (253)	502 (196)	82 (20)	2,065 人 (990 人)

根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンター見学者

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
団体数	5	6	9	9	3	32 団体
見学者数	319	336	284	384	38	1,361 人

方針

中標津町において環境保全への取り組みを実践するためには、地球環境問題について十分な知識を持ち、地球規模で問題となっている現在の状況や動向を的確に把握するとともに、地域の特性を知り地域の課題を見極めることが大切です。

環境問題を捉える意識はそれぞれで個人差がありますが、環境問題を理解し関心を深め、できることから取り組むことが必要です。

環境に関する情報を町全体で共有するため、学習の機会を充実し、本町における環境問題の実態と課題を探っていきます。

本町には、開陽台を代表とする地域資源が豊富にあり、特に格子状防風林や河畔林から森林公園やゆめの森公園、さらに丸山公園へと森林の連続性が市街地にまで繋がりが見られます。自然学習の場が身近にあることから、その利用を検討します。

また、市街地中心部にはタワラマップ川が流れ、それらの財産を子供たちに引き継いでいくため、中標津町に適した環境保全の手法を検討していきます。

さらに、環境教育・環境活動を継続的かつ効果的に推進するためには、環境に関しての指導者が必要であり、その人材の発掘と育成に努めます。

施策

- (1) 地域の歴史と社会を学び環境問題の実態調査。
 - ① 北海道遺産の格子状防風林や地域の歴史から地域の環境を学ぶための教材を発掘し、それを活用します。
 - ② 森林公園や郷土館などの施設を充実させ、また拠点となる施設の必要性を検討しその活用を推進します。
 - ③ 森林公園などでの地域の動植物の観察や様々な体験を通じて、自然環境への関心や興味を醸成します。
 - ④ 教育委員会とともに義務教育段階における環境教育を実践的な体験教育として推進します。
 - ⑤ 環境教育の推進に向けて、中標津町ならではの環境副読本や環境教材の整備を計画します。
- (2) 中標津町に適した環境保全の手法を検討。
 - ① 環境における人間活動と自然環境との関わりについて総合的に検討します。
 - ② 家庭や地域などすべての場所で実践的な省エネ行動を展開します。
 - ③ さまざまな行動が環境問題の解決行動に結びつくよう、町全体で意識のかん養を図ります。

第3章 主体別行動指針

第1節 計画の主体と役割

環境問題に取り組み、それを解決して持続的な社会を築いていくためには、町民、事業者、町それぞれが環境に対する責任を自覚し、環境問題に対する知識の蓄積に心がけ、その解決に自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協働していくことが重要です。

各主体には、以下のような役割が期待されます。

1 町民の役割

今日の環境問題の多くは、町民一人ひとりの日常生活によって生じる環境への負荷が大きな原因となっています。

このため、町民はみずからの生活が環境に与えている負荷の大きさを十分に認識し、地域社会やそれを支える産業、町などと協力連携して環境の保全と創造のための取り組みを推進していかなければなりません。

- 環境保全に向けて、できることから自主的に取り組みを行っていきます。
- 具体的には、本計画に示す町民の取り組みを参考に、日常生活の中で行動を実践します。
- 町が推進する環境施策・事業に積極的に取り組みます。

2 事業者の役割

経済活動の大きな部分を占める事業者の取り組みは、環境の保全と創造の推進にとって特に重要であり、事業者はみずからの事業活動に伴う環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるなど、地域社会の一員として、環境の保全と創造のための社会的責任を果たすことが求められています。

このため事業者には、町民・町・近隣自治体などと協力連携し、環境の保全と創造のための取り組みを推進していくことが期待されます。

- 経済活動の中に環境の視点を組み込み、自主的に取り組みを行っていきます。
- 具体的には、本計画に示す事業者の取り組みを参考に、事業活動の中で行動を実践します。
- 環境への影響の低減、環境監視の徹底、情報の提供に努めます。
- 町が推進する環境施策・事業や町民が行う環境保全のための取り組みに積極的に協力します。

3 町の役割

環境の保全と創造を推進するためには、中標津町全体における取り組みが不可欠であり、この地域における行政施策をいかに推進していくかが重要です。

このため、町では環境の保全と創造に関する計画の策定を行うとともに、町民・事業者・近隣自治体などと連携協力し、環境の保全と創造のための取り組み及び環境保全への配慮を推進していきます。さらに、環境・経済・社会が相互に関連する中で、複数の異なる分野の課題を同時に解決するため、人材の育成、ICTの活用といった分野横断的な取組を促進します。

- 本計画で設定する環境施策・事業を計画的に実施します。
- 町民、事業者が行う環境保全のための取り組みの支援を、近隣自治体・北海道・国との連携のもと積極的に図っていきます。
- 本計画に示した町の取り組みに基づき、事務事業において役場みずからが率先して実践し、町民、事業者を牽引します。
- 環境保全に関して、町民や事業者の意思を尊重し、意見を反映していきます。

第2節 町民の取り組み

1. 河川と水 ～健全な河川環境の保全と、水質の保全に努めます～

- 河川への家庭排水の流出は行いません。
- 河川へのごみの投棄は行いません。

2. 森林と緑 ～森林の保全や育成、また地域の緑化に協力できる行動に努めます～

- 森林の機能とその価値を理解するよう努めます。
- 植樹や森林保全に関する活動に積極的に参加するよう努めます。
- 地元木材製品の利用を拡大し森林保全となる活動に努めます。
- 所有している森林の保全に努めます。
- 住宅の敷地内や所有する遊休地への緑化に努めます。
- 自然環境の保全活動に参加・協力します。

3. 野生生物 ～自然環境や野生生物への理解を深めその貴重な価値を引き継ぎます～

- 在来の野生生物を正しく理解し、地元の生態系の保全に努めます。
- 野生生物を保護し、生物の命を育む自然を大切にします。
- 野生生物の捕獲・採集の方法など自然への接し方や、自然を利用する時などの生態系保全のルールを学びます。
- 野生動物との接触を回避する行動を学びます。

- 希少生物や絶滅危惧種などを学び、その保護に努めます。
- 生物の多様性に脅威となる外来生物を学び、侵入拡大を防止するため適正な管理を行います。
- ペットの野生化を防止するため、飼い主はペットの適正な管理に努めます。

4. 景観 ～豊かなみどりの景観を守り保全します～

- 地域の自然や開拓の歴史を学び、中標津らしい景観を理解します。
- 自宅周辺の緑化や自己が所有する土地・建物の適正管理に努めるなど景観を意識します。
- 景観まちづくり活動への積極的な参加に努めます。

5. 家庭 ～住みよい生活環境を目指します～

- 日常生活において、節水を心がけます。
- 家庭の台所から調理くずや廃油を下水道に流さないなど、生活排水の浄化に努めます。
- 環境負荷の少ない洗剤などを選び、適正使用に努めます。
- 生活騒音や悪臭などの発生を抑止し、地域環境に与える悪影響を最小限にとどめます。
- 通勤や通学、買い物などの移動の際には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、自動車の排出ガスの抑制に努めます。
- 禁止されているごみの野焼きをいたしません。
- 暖房の適正な温度管理を行ない、暖房機器から発生する排出ガスの抑制に努めます。
- ペットについては飼い主としての責任を理解して飼育します。
- ペットの飼育環境を確保し、野生化やエキノコックス感染を防止します。
- ペットのしつけを適正に行い、マナーの向上に努め、周辺住民に不快感を与えないよう配慮します。
- ヒグマの目撃情報や足跡情報を的確に報告します。

6. ごみとリサイクル ～廃棄物の少ない新たなライフスタイルを目指します～

- 環境に配慮した商品を選択する買い物をみずから実践し、企業や社会に変化をもたらします。
- 生活用品や耐久消費財は長く愛用できる物を選択し長期使用に努めます。
- 無駄を省いてごみの減量化（リデュース）に努めます。
- 買い物時はマイバッグを使用し、レジ袋を辞退します。
- 生ごみの水切りの徹底や堆肥化を心がけます。
- ごみの減量化のため、適正な分別処理を行います。
- ごみの分別理由と分別排出方法について正しく理解し、ごみ排出時のルールとマナーを守ります。
- 分別するごみに応じて、リサイクル不適とならないよう付着物の水洗いなどの前処理を徹底します。
- 限りある資源を守るため、リサイクルショップ利用やスケート靴の交換などの子供の生活用品の再利用（リユース）を推進します。
- 買い物時には再生品など環境負荷の少ない製品を利用します。
- 使い捨て商品の使用を控え、再利用可能な生活用品の購入に努めます。
- 繰り返し使える製品や詰め替え製品の使用に努めます。

- 地域の循環型社会をつくるため、積極的にリサイクル活動に参加します。
- フリーマーケット（フリマアプリ）やリサイクルショップなどを活用して、不要となった製品の再使用や有効利用に努めます。
- 決められたルールに基づきごみの処理を行いポイ捨てや不法投棄は行いません。
- 自己の所有地または管理地への不法投棄を防止するため適正管理に努めます。

7. 資源、エネルギー ～再生可能エネルギーの導入や省エネルギー行動の実践を推進し、限りあるエネルギーを有効に使用します～

- 待機電力を減らすなど使用している電気製品の節電に努めます。
- 暖房の温度設定など省エネルギーに心がけます。
- エコマーク*商品など環境にやさしい商品や、環境問題に積極的に取り組んでいる企業の商品の使用に努めます。
- 家電などの購入にあたっては、省エネルギー型の製品の購入に努めます。
- 環境にも家計にもやさしい新エネルギーの導入を検討します。
- 太陽熱の利用や太陽光発電などの導入に努めます。
- 新築増改築住宅にヒートポンプ*などの新たな省エネ製品の導入に努めます。
- 高气密、高断熱、高寿命の住宅（ZEH）を選択し燃料の節約に努めます。

8. 地球温暖化と気候変動～地球環境問題の深刻さを理解し、温室効果ガスの削減などの解決に向けた行動に努めます～

- 環境家計簿を積極的に取り入れ、身近なところから二酸化炭素排出量の削減を目指し生活環境の改善を実践します。
- 移動の際には、二酸化炭素排出量が多い自動車の利用は控え、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関の利用を意識します。
- 自動車の運転は急発進、急加速などを行わないエコドライブ*に心がけます。
- 自動車の買い替え時には、ハイブリッド車や電気自動車などのより低公害・低燃費車両の購入を目指します。
- 太陽光に代表される再生可能エネルギーを利用した製品の購入を推進します。
- 冬の自動車の暖機運転など自動車の燃料消費を最小限に抑えるよう努めます。
- 灯油などによる冬の暖房機器の効率的使用に努めます。
- 電力の消費を抑制する生活を実践します。

9. 環境学習と環境保全 ～環境について学び環境を守ります～

- 環境に関係する学習会や研修会、講演会などに積極的に参加し、環境に関する知識と関心を深めます。
- 家庭や地域で環境教育・学習に取組み、地域ぐるみで環境意識の向上に努めます。
- 動植物の自然観察会や親子体験教室などに積極的に参加します。
- 公園などでの植樹に参加します。

10. 住民参加と情報発信

～環境に対してできることを実践します～

- 一人ひとりの環境への配慮が環境保全の第一歩であると自覚します。
- 学校や町内会、事業所などと協力し、多岐にわたる環境保全活動に取り組みます。
- 環境美化活動やボランティア清掃など、地域の自主的な環境保全活動に参加します。
- 町民に提供される環境情報を積極的に利用し、環境保全・創造のための学習や活動を進め、自らも情報の発信に取り組みます。

第3節 事業者の取り組み

1. 河川と水

～健全な河川環境の保全と、水質の保全に努めます～

- 事業の実施にあたっては水資源や河川の保全に配慮します。
- 排水処理対策を徹底し、汚染物質の抑制に取り組みます。
- 排水処理施設の整備点検を適切に実施します。
- 工場や工事現場からの排水を適正に管理します。
- 事故発生時に有害な物質が流出しないよう、管理体制を整えます。
- 家畜のふん尿の散布にあたっては、河川への流出を防止します。
- 農薬や肥料の適正使用と家畜ふん尿の適正処理を進めます。

2. 森林と緑

～森林の多面的機能を発揮させるため、計画的な整備を推進します～

- 地域の森林育成や森林保全活動に積極的に取り組みます。
- 事業所敷地内や所有する遊休地の緑化に努めるとともに、地域の緑化活動に協力します。
- 所有または管理している森林の樹木の保全に努め、森林更新を計画します。
- 事業において使用する木材製品は、国産材や計画的な森林経営からの生産物を使用するよう努めます。

3. 野生生物

～自然環境や野生生物への理解を深めその貴重な価値を引き継ぎます～

- 事業計画の策定や事業実施にあたっては、自然環境や野生生物の生息環境に配慮します。
- 農薬、肥料などによる生物への環境悪化を最小限にするよう配慮します。
- 事業所周辺の自然に関心を持ち、自然保護や環境保全のための様々な活動を支援します。
- 貴重な自然である野生生物の保護に努めます。
- 自然観察などのボランティアの育成に参加・協力します。
- 土木工事における植栽には外来種の使用を制限するよう努力します。
- ヒグマの目撃情報や足跡情報を的確に報告します。

4. 景観 ～ゆたかな緑の景観を守り保全します～

- 景観まちづくり活動への積極的な参加に努めます。
- 店舗や事業場などの適正管理及び施設や広告物など周辺との調和に配慮します。
- 格子状防風林や農村景観など地域特有の景観の保全に配慮した事業計画を行います。
- 太陽光発電施設設置時には景観基準について配慮します。

5. 産業 ～事業活動において生じる環境問題に取り組みます～

- 酪農における家畜ふん尿の適正管理と河川への流出防止について徹底します。
- 堆肥等の適正な処理による草地管理を行い、周辺環境と調和の取れた農業経営に努めます。
- 事業活動において、不快感を与えるような騒音や振動、悪臭を発生させないよう努めます。
- 騒音や振動、悪臭の発生を抑止するための設備や技術を積極的に導入します。
- 粉塵や排ガス、産業廃棄物や排水などの環境汚染物質の排出の抑制に努めます。
- 事故発生時に環境への影響が最小限となるような危機管理体制を準備します。

6. ごみとリサイクル ～廃棄物の少ない事業計画を目指します～

- 事業活動において使用する製品は、環境配慮型商品を心がけます。
- 減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進します。
- 事務で扱う各種製品の再利用を推進します。
- 事業活動に伴う廃棄物の積極的なリサイクルに努めます。
- 不要となった事務機器や作業機械の事業者間での再使用を推進します。
- 産業廃棄物を法律や条例に基づき適正に処理するとともに、その排出抑制や減量化、再利用に努めます。
- 自ら排出する産業廃棄物は処分が終了するまで適切に管理します。
- 事業活動に伴う移動時には自然の番人宣言の主旨に沿った不法投棄の監視と防止に努めます。

7. 資源、エネルギー ～エネルギーを有効に使います～

- 太陽光や太陽熱など自然エネルギーの導入に取り組みます。
- 地球にやさしい製品の利用と、環境に配慮した新エネルギー対策を進めます。
- バイオマスエネルギーの導入に向けた研究を、関係機関と連携して推進します。
- 事業所内の適切な温度設定や照明の適正使用、また OA 機器の効率的使用に努めます。
- 省エネルギー機器の導入や建物の高断熱化に取り組みます。
- 事業所内での節電や無駄のない事業活動による省エネルギー対策を推進します。
- 事業活動においては、省エネルギー活動に積極的に取り組むとともに、製品の購入にあたっては、省資源、省エネルギー型製品の優先的な購入に努めます。
- グリーン購入を積極的に進めます。
- 自動車の購入にあたっては、ハイブリッド車や電気自動車の導入に努めます。
- エネルギー使用状況の実態把握に努めます。
- 従業員の環境教育に努めます。

8. 地球温暖化と気候変動 ～事業活動の中で地球温暖化防止に向け行動します～

- ・ 事業におけるエネルギーの効率的な利用に努めます。
- ・ 自動車の使用を適正管理します。
- ・ 二酸化炭素の排出量の大きい自動車の利用を減らします。
- ・ 事業所の自動車や作業機械のエコドライブに取り組みます。
- ・ 事業活動において、節電や省エネ製品の利用、作業用車両の省エネルギー対策を推進します。
- ・ ハイブリッド車や電気自動車の導入に取り組みます。
- ・ 太陽光発電などの自然エネルギーの利用に努めます。
- ・ 地球にやさしい製品の利用と、環境に配慮した新エネルギー対策を進めます。
- ・ 省エネ型の設備や機械の導入などエネルギーの効率的な利用により、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- ・ 従業員への地球温暖化防止に向けた活動への参加に取組み、環境への意識の高揚を図ります。
- ・ 冬季における自動車の暖機運転による排気ガスを最小限にするように努めます。
- ・ 灯油などによる暖房機器の効率的使用に努めます。
- ・ 電力の消費を抑制する生活を実践します。

9. 環境学習と環境保全 ～環境教育や研修に取り組みます～

- ・ 環境保全に関する従業員教育を実施し意識向上と啓発に取り組みます。
- ・ 事業活動における環境対策のための体制づくりに取り組みます。
- ・ 環境への問題意識を持ち、事業活動における環境保全の取組みに努めます。

10. 住民参加と情報発信 ～環境に対してできることを実践します～

- ・ 町民や町などと連携し、環境教育・環境学習の場や機会を設けるよう努めます。
- ・ 町の実施する環境施策や地域における自然保護や環境保全のための様々な活動への積極的な参加・協力を努めます。
- ・ 従業員に対し、地域での環境保全活動などへの取組みを働きかけます。

第4節 町の取り組み

1. 河川と水 ～健全な河川環境の保全と、水質の保全に努めます～

- ・ 河川環境を保全し、水質汚染を防止します。
- ・ 工場、事業場からの産業排水の適切な管理のための啓発を推進します。
- ・ 酪農における家畜ふん尿の流出の防止に向け、関係機関と連携し対策を徹底し指導します。
- ・ 家庭からの生活排水の流出に対して是正勧告を推進します。
- ・ 洗剤の適量使用や台所からの油分流出防止など、下水道処理負担軽減のための啓発を推進します。

- 森林の保水機能を強化しその面積の拡大を目指します。
- 河川の水質を監視するため、定期的な水質検査を継続して実施します。
- 水質汚濁防止に向けて関係機関と連携し対応します。

2. 森林と緑 ～森林の保全や育成、また地域の緑化に協力できる行動に努めます～

- 「中標津町緑の基本計画」における目標に向けた対策を推進します。
- 公共工事においては森林保全について検討しその対策に努めます。
- 自然環境に配慮し、農地転用や林地開発行為の適正な指導を行います。
- 森林の持つ多面的機能が発揮できるよう森林の再生と保全を推進します。
- カーボンオフセット※の考え方に基づいた森林保全活動を推進します。
- 防風林などへの植栽や更新について関係機関との連携によって推進します。
- 遊休地への植林などの対策を検討します。
- 森林所有者に対して適正な管理を指導します。
- 野生動物の生息に配慮した森林を整備します。
- 自然観察会や植樹、枝打ちなど自然とふれあう機会を提供します。
- 森林公園を中心として連続した各公園を利用した児童生徒への環境教育を推進します。

3. 野生生物 ～自然環境や野生生物への理解を深めその貴重な価値を未来に引き継ぎます～

- 町内の動植物の生態や植生について情報を収集し、その情報の発信に努めます。
- この地域の野生生物の生息環境を保全し、人間活動と共存するための手法を検討します。
- 野生動物との共生のため、酪農への影響や社会生活に対する脅威を防止するための適切な管理を実施します。
- 公共事業の実施の際に、地域の生態系に配慮した工法を選定・実施するように指導します。
- 野生生物の捕獲や採取について、その生態系に配慮した行動を啓発します。
- 生物に対する愛護の精神を育むため、自然に関する学習活動やイベントを民間団体と連携し、推進します。
- 外来生物の問題やその移入の防止に関する普及啓発を行います。
- 生物の多様性を確保するため、外来生物の管理や新たな野生化の防止を推進します。
- エゾシカ対策として捕獲方法を検討し、その有効活用を推進します。
- ヒグマの目撃情報などを把握し、事故防止のための情報発信を行います。
- 野生化したペットについて問題が発生した場合はその都度駆除に努めます。

4. 景観 ～ゆたかなみどりの景観を守り保全します～

- 景観に関わる情報発信に努めます。
- 中標津町景観計画に基づき協働による景観形成に努めます。
- 関係法令等や関係機関と連携し景観の保全に努めます。
- 町の事業など実施する際は庁内連携を図り景観の保全に努めます。
- 景観に関わる重要な案件については中標津町景観審議会に諮り保全に努めます。
- 太陽光発電施設設置時における景観基準について協議を進めます。

5. 家庭 ～住みよい生活環境を目指します～

- 自然環境の保全や良好な生活環境を維持するための住民活動を支援します。
- 生活排水の適切な処理を啓発します。
- 生活の中から発生する騒音・悪臭などの抑止に注意を促します。
- 家庭でのごみの焼却の禁止について指導啓発をします。
- ペットの適正な飼育管理を啓発、指導します。
- ペットとエキノコックスとの関連を広報します。

6. 産業 ～事業活動において生じる環境問題に取り組みます～

- 環境保全に対する農業者の意識啓発と環境保全型農業の実践を、地域全体の運動として取り組みます。
- 畜舎や農地での適正なふん尿管理については関係機関と連携し指導を強化します。
- 関係機関との連携を図り、騒音、振動、悪臭、汚水河川流出などの発生の抑止に向け事業者との調整を図ります。
- 大気の汚染や悪臭防止に向けて関係機関と連携し対応します。
- 事業場での野焼きなどの不適切な焼却の禁止について周知・指導を行います。
- 事業者の排出する産業廃棄物や産業排水に対して関係機関と連携して指導を行います。

7. ごみとリサイクル ～廃棄物の少ない新たなライフスタイルを目指します～

- エコマーク、グリーンマーク※製品の購入やリサイクル製品の使用を推進します。
- 清掃活動などを通じて、環境教育の充実を図ります。
- 使い捨て製品の使用を自粛し、ごみの排出量を抑制します。
- 買い物時のエコバッグを奨励します。
- 生ごみの発生を減量化するため、堆肥化や水切などの手法を推進します。
- ごみ減量実践活動を紹介し、ごみ減量意識の高揚を図ります。
- ごみの分別を一層高めるため、正しい分別方法の啓発を定期的に行います。
- 資源物の集団回収への助成制度を継続します。
- 減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを基本にごみの減量化と再資源化の啓発活動を推進します。
- 循環型社会を築くため、広域のごみ処理施設の適切な管理運営を行います。
- 最終処分場埋立地の延命化を図るため、適切な維持管理に努めます。
- 事業者への産業廃棄物の適正処理について関係機関とともに指導します。
- 不法投棄を防止するため、町民、事業者と連携し監視体制の強化を図ります。

8. 資源、エネルギー ～再生可能エネルギーの導入や省エネルギー行動の実践を推進し、限りあるエネルギーを有効に使用します～

- 公共施設での省エネルギーの推進と新エネルギーの率先導入を推進します。
- 太陽光に代表される新エネルギーの設備の導入を進めます。
- 電気自動車や燃料電池自動車、省エネ照明機器などの導入を進めます。
- 公共施設の新設・改築にあたっては、新エネルギー省エネルギー型の設備や機器の導入について検討しZEH化を目指します。
- 日常の事務事業から省エネルギーを意識した取り組みを進めます。
- 公共施設のエネルギー使用量の削減に努めます。
- 公用車の省エネ運転を徹底します。
- 省エネルギーへの取り組みや新エネルギーの導入について啓発活動を推進します。
- 太陽光などの自然エネルギーの普及促進のための支援を検討します。
- バイオマスエネルギーの導入に関して関係機関とともに検討します。

9. 地球温暖化と気候変動～生物の生存に欠かせない大気の問題を理解し、地球温暖化ガスの削減などの解決に向けた行動に努めます～

- 地球温暖化防止の推進計画を策定し具体的に推進します。
- 公共施設における地球温暖化対策実行計画に基づく取り組みを推進します。
- 事務事業において自主的かつ積極的な環境配慮活動を推進する体制を確保し、継続的な環境負荷の低減を図ります。
- 公共施設での地球温暖化対策を率先して導入します。
- 公共施設の節電や省エネ製品の利用など省エネルギー対策を率先して推進します。
- 建設資材は地元材の利用を促進し、再生品の使用を促進します。
- 二酸化炭素の吸収源である森林の保全を推進します。
- 町民の環境家計簿の利用拡大を推進し、二酸化炭素排出抑制の高揚を図ります。
- 環境に優しい消費行動について啓発します。
- 地球温暖化対策についての取り組みを広く情報提供し、普及啓蒙に努めます。
- オゾン層を破壊するフロン^{*}ガスなどの回収を継続します。
- 工場、事業所から発生する大気汚染物質の排出削減を推進します。
- 電力の消費を抑制する生活を実践します。

10. 環境学習と環境保全 ～環境について学び環境を守ります～

- 環境保全活動に必要な支援や情報提供を推進します。
- 社会教育やその他さまざまな場における環境学習の機会を提供します。
- 町民が自発的に環境保全活動に取り組める仕組みを構築します。
- 環境教育や環境保全の指導者の養成に努めます。
- 児童、生徒への各学年に応じた環境教育を推進します。
- 中標津町ならではの環境関連資料や教材などの作成を計画します。
- 環境保全を行う団体を支援し、それぞれの団体の連携・情報交換などを推進します。

11. 住民参加と情報発信

～環境に対してできることを実践します～

- 町民や事業者などの自主的な活動を支援します。
- 環境意識向上のため、施設見学を積極的に受け入れます。
- 身近な場所での自然観察会や体験活動など、気軽に参加できる場を設けます。
- 近隣自治体と連携し、環境に関して広域的な活動を推進します。
- 環境関連情報の収集と提供に努めその情報を積極的に発信します。
- 町内の環境の状況や各種団体における活動などの環境情報を収集し、広報紙やホームページを通して発信します。
- 環境に関する活動の拠点づくりを目指してその手法について調査研究を進めます。

第4章 計画の推進戦略

第1節 環境を見守る体制づくり

1 環境影響評価等の措置と規制

比較的規模の大きな建設事業等の実施に伴い、地域の優れた自然環境を損なうことなく将来にわたって保全するとともに、事業の特性や計画の熟度、環境特性に応じた適切な環境配慮を行います。

(1) 町の各種計画策定等に当たっての環境保全上の配慮

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたっては、環境保全の観点から検討を行い、事業者に対して環境保全に配慮することを求めます。

このため、環境の保全に関しては、環境基本計画の基本方向に沿ったものとなるよう、庁内での環境影響評価（環境アセスメント）※の仕組みを検討し、これらの計画と環境基本計画との相互の連携を図ります。

(2) 環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その影響について事前に充分調査、予

測及び評価を行うとともに、結果を公表して地域に住む人々の意見を聴き、よりよい環境保全対策を講じようとするものです。

(3) 規制（指導、助言）

環境保全に関する規制的措置としては、従来から大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法等により、公害防止のための効果をあげてきました。

また、自然環境の保全については自然環境保全法、自然公園法等に加え、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等により、一層の施策の推進が図られているところです。

町としては、国、道との連携・協力のもと今後もこのような規制的措置を適切に活用しながら環境保全を進めていきます。

2 協定（公害防止協定）

(1) 公害防止協定

公害防止協定は、関係する事業者や地方公共団体が、公害を発生するおそれのある事業者との間で、公害防止のため事業者がとるべき措置等を相互の合意により取り決めます。

中標津町においても、企業との協定の締結により公害規制関係法や条例を補完し、地理的・社会的条件に即した公害防止対策を実施するこ

とが可能となるなど、公害の防止に大きな役割を果たしてきました。

一方、事業者にとっては、環境負荷の削減の履行を通して、みずからの公害防止システムをチェックすることができ、また行政から公害防止対策上優良な企業であるとの認知を受け、地域住民からも信頼を得ることが出来ます。

(2)協定一覧

雪印メグミルク（株）〔標津漁協〕
中標津下水終末処理場〔標津漁協〕
（株）山川〔中標津町〕
道北解体(有)〔中標津町〕
栄進化成(有)〔中標津町〕

道東クリーンセンター〔中標津町〕
一般廃棄物最終処分場〔標津漁協〕
計根別浄化センター〔標津漁協〕
養老牛温泉浄化センター〔標津漁協〕
中村興業(株)〔中標津町〕

3 監視体制

中標津町は、酪農を中心とする第1次産業の他、経済の中心地として商業の集積があり、関連する中小の工場や事業場などの環境負荷の発生源があります。

中標津町環境基本計画や水質・大気・自然環境等の個々の環境保全施策を科学的、客観的に進めるとともに、新たな環境問題が発生するおそれが生じたときに速やかに対策を講じるには、現在の環境の状況を的確にモニタリングすることが重要です。

環境に関するモニタリング・測定について、国、道と連携協力のもと各種民間団体の協力も得ながら体制の充実を図ります。

第2節 環境政策の推進

1 施策の推進体制の整備と協力関係

環境基本計画は、町の実施する様々な分野の事務・事業に関連します。

この計画を効果的かつ確実に推進していくためには、役場内における総合的な調整や意志決定が必要となってきます。

今後は、各所管が相互に連携し、行政の各種施策を総合的に検討し、環境保全型のまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

そのために、環境施策を効果的かつ確実に推進していくため、役場内部に各部課の緊密な連携を確保する体制をつくります。

また、町民等各主体との連携をしていくため、環境審議会をはじめとして、環境全般にわたる学習や啓蒙、環境問題に対する対策、その解決の手法などを話し合い実践していく場の確保を目指します。

さらに、環境政策をより具体的に推進するため、地球温暖化対策における行動指針を「中標津町地球温暖化対策実行計画」として策定し、町が行う行動指針を明確にします。

(1)町の体制

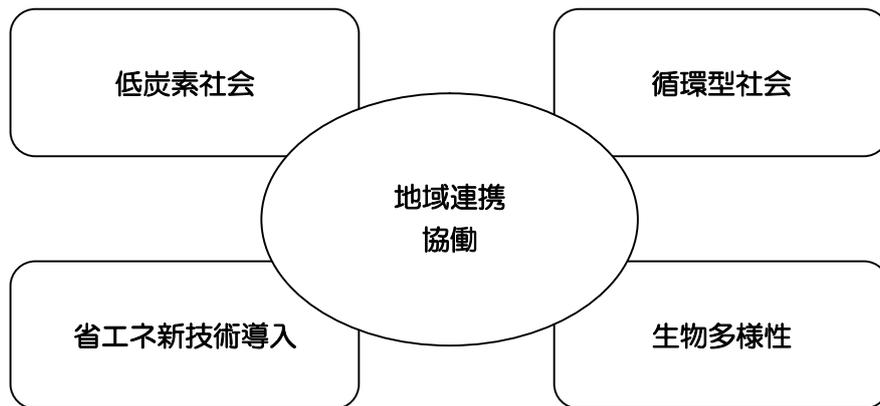
町長を本部長として、中標津町地球温暖化対策推進本部を設け、さらに町民生活部長を本部長として、中標津町環境等対策プロジェクトが設置されています。

また、町の事務事業による温室効果ガス排出削減のために、中標津町地球温暖化対策実行計画を策定します。

(2)町民等の体制

町は環境保全に積極的な組織や団体に対し、環境行政への参画を促進していくため、その活動を支援し、体制の整備などを行います。

環境問題に対する町民や事業者のさまざまな活動を、ともに取り組むための中心となる組織作りを進めます。



2 計画の進行管理

環境基本計画を着実に推進していくため、環境基本計画の進行管理体制を整え、継続的な改善と推進を確立し、町民、事業者、町、各種機関などの協働による計画の適正かつ効率的な進行管理を行います。なお、社会情勢などの変化に応じて計画の見直しを含め、柔軟に対応していくこととします。

具体的には、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

(1)計画と実施

環境基本計画に基づく施策事業に関しては、中標津町、町民、事業者の参加や、町民、事業者との協働を図りながら、関係部局が本計画の実現のために優先的に推進するように努めます。

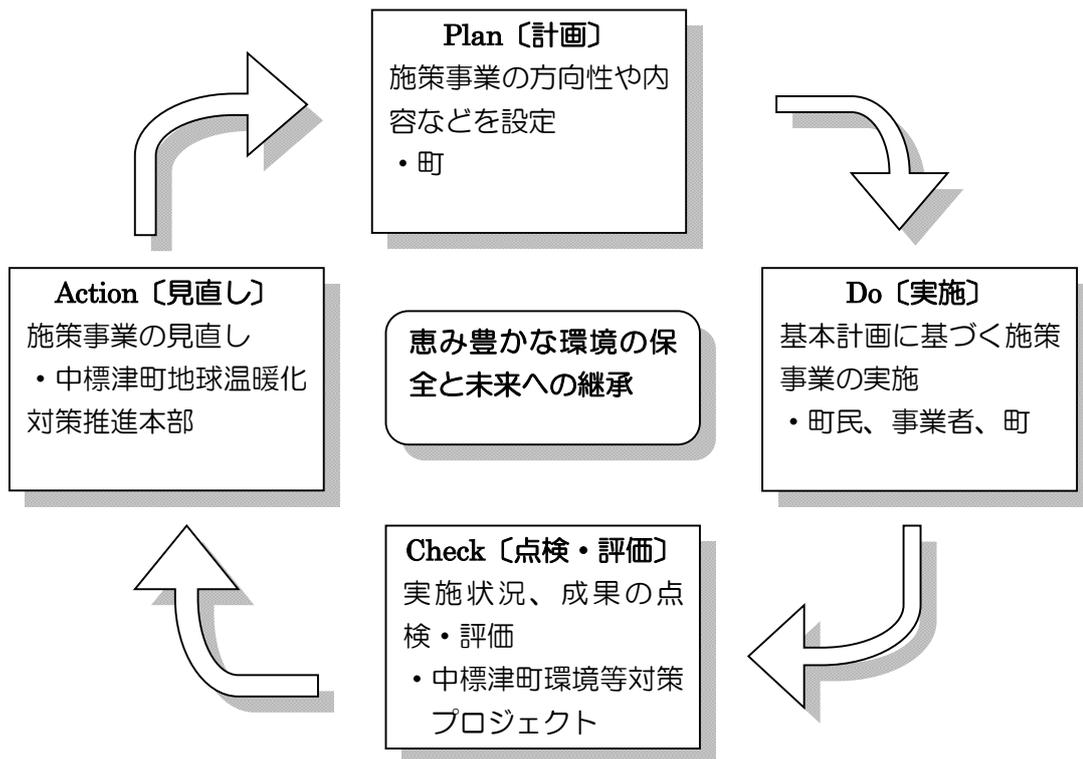
また、必要に応じて同プロジェクト事務局は、中標津町環境審議会に状況を報告し、総合的な視点からの意見や提言を受け点検・評価へ反映させます。

(2)点検・評価

環境基本計画の施策事業の進捗状況や関係者の意見などは、関係部局を通じて中標津町環境等対策プロジェクト事務局において実績などを集約し、中標津町地球温暖化対策推進本部に報告し、点検・評価を実施します。

(3)見直し

「点検・評価」の結果を踏まえて、中標津町地球温暖化対策推進本部では個別の施策事業の検討を行います。環境基本計画の進行管理体制を通じて、継続的な改善を図るために、その都度見直しを加えます。



3 経済的措置

最近の環境問題の大きな要因として、社会生活から発生する廃棄物等の増大があります。

人々の生活や事業活動に伴い発生する環境への負荷を軽減するための社会的な費用負担については、今まで認識が明確にされてきませんでした。

また、この費用が社会・経済システムの中に適切にとりこまれてこなかったことが挙げられます。

今後、環境への負荷の少ない循環型の社会構造を築いていくためには、負荷を生じさせる事業者等については経済的負担を求め、環境改善を進める事業者等には経済的助成を行うなど、経済的な誘導を行うことにより、各主体が環境保全に適合した行動をとれるような措置を講じます。

町は、各種環境施策を実施するために必要な財源について、国または北海道と連携し財源の確保を図っていきます。

4 参加の機会と意見の反映

環境の保全をより効果的に推進していくためには、町民、各種団体、事業者及び町などのあらゆる団体や人々が、環境に対するみずからの責務を自覚し、それぞれの立場に応じた役割を適正に果たすことにより、自主的に取り組みを進め、相乗的に効果を生み出すことが重要です。

また、それぞれの団体や人々が連携を強めていくことにより、互いの行動を助け合い、環境に配慮した行動が一層拡大するような社会環境を整備していく必要があります。

そのためには、環境に関する諸課題の解決に向けた施策を議論する段階から協働により町民等が参加し、すべての参加者が共通の問題意識を持ちながら、環境施策を決定していくルールが必要です。

5 広域的連携

現在、私たちが直面している環境問題は、複雑化・多様化するとともに地理的・空間的に拡散してきています。

環境問題が地球的広がりを見せる中、地球環境問題や大気汚染、河川水質の汚濁といった複数の自治体にまたがる問題は、一自治体のみでは対応が難しく、広域的な視点と連携を図った取り組みが求められています。

環境問題の解決に向けては町民・事業者・町のそれぞれが率先した行動を展開することとあわせて、地域を越えて他の自治体や地域の人々と協力することが重要であることから、情報交換を活発に行い、協働による取り組みの可能性を追求します。

また広域的な対応や法的整備が求められる事項については、他の自治体と連携し、国や道に対し働きかけを行います。

【あ行】

【愛玩動物】

さえずりを聞いたり、美しい色彩や姿を鑑賞したり、かわいいうさぎを楽しんだりするなど、人の生活に潤いを与える動物のことで、昔からイヌ、ネコ、小鳥、キンギョなどがもてはやされました。

【ISO14001】

スイスに本部を置く民間の国際規格認証機構が1996年9月に発行させた国際統一規格としての環境マネジメント規格をいいます。環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になります。

【亜寒帯湿潤気候】

ケッペンの気候区分における気候区のひとつで亜寒帯（冷帯）に属する。冷帯湿潤気候または冷帯多雨気候ともいいます。この気候は北半球の北緯40度以北の大部分に分布。東ヨーロッパ、西シベリアおよび中央シベリア、北アメリカ・樺太・北海道に分布し、地球上最も広く分布する気候区です。気温の年較差は大きく夏は平均気温が10℃を超えますが、冬はマイナス3℃を下回り積雪は根雪となります。

【エコドライブ】

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となります。

【エコマーク】

(公財)日本環境協会が実施する環境保全型推進事業のシンボルとして図案化されたもので、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」との気持ちを表しています。環境保全に役立つと認定された商品につけられています。

【SDGs】

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

【オゾン層】

地上から10km～50kmの上空（成層圏）にあるオゾン濃度が高い部分のこと。太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地上の生物を守っています。

【温室効果ガス】

温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素やメタン、フロンなどが代表的な温室効果ガスです。温室効果とは、地表面から放射され宇宙に逃げていく熱の一部を温室効果ガスが吸収し、再び地表面に放射することにより地表面を温室の中のように暖める効果をいいます。

【か行】

【化石燃料】

石炭、石油、天然ガス等、地質時代にかけて動植物の死骸などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱等により変性されてできた有機物の化石で、燃料として用いられるものをいいます。

【カーボンオフセット】

排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

【カーボンニュートラル】

CO₂をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにするという考え方。

【外来生物（移入種）】

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息・生育する生物をいいます。外来生物の中には、生物多様性を破壊するものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響などを生じさせるものがありますが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。特に外来種の中でも地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるものを侵略的な外来生物といわれています。

【合併浄化槽】

し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、河川の水質へ与える影響（汚濁負荷量）をおさえることができます。

【環境影響評価（環境アセスメント）】

大規模な事業や計画、政策などの人間行為が環境に及ぼす影響をあらかじめ回避・低減するために、事業者による環境に配慮した事業計画を立てるための制度をいいます。

【環境教育】

持続可能な社会の実現を目的として行われる環境の保全と創造に関する教育をいいます。

【環境負荷】

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障となるおそれのあるものをいいます。工場からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

【環境の保全】

「環境」、「環境の保全」といった用語は、包括的な概念をさすものであり、諸法令や文献において、多様な意味に用いられています。環境基本法においては、「環境の保全上の支障の防止」としては、公害その他人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保することをいい、「環境の保全」は、こうした支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものです。

【かん養機能】

森林の土壌は、スポンジのような性質をもち、貯水、治水などのダムのような働きがあることから、森林は「緑のダム」とも呼ばれています。また、天然のろ過機能の働きにより、水をきれいに浄化します。このような森林の働きを「(水源) かん養機能」といいます。

【気候変動に関する政府間パネル (略称 IPCC)】

国政的な専門家でつくる、地球温暖化についての化学的な研究の収集、整理のための政府機構です。

【協働】

町民、団体、企業、議会、行政が共通の目的を実施するために、それぞれの役割と責任により、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

【京都議定書】

平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約の第3回締約国会議(COP3)で採択された議定書をさします。大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるために、主な先進国の温室効果ガスを排出量を2008～12年までに1990年の水準より少なくとも5%削減することが決定しています。日本は6%削減することを約束しています。日本は平成14年(2002年)6月4日閣議で京都議定書を受諾し、平成17年(2005年)2月16日、ロシアの批准を経て正式に議定書が発行しました。しかし、アメリカ、オーストラリア、中国等は参加していません。

【COOL CHOICE】クールチョイス

徹底した省エネルギーを確実に達成するため、省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品、サービス、ライフスタイルを選び「賢い選択」をすることです。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

【グリーンマーク】

古紙の再生利用製品に対し、(公財)古紙再生促進センターがつけているマークをさします。

【景観行政団体】

景観法に基づき良好な景観の保全・形成を図るなど景観行政を担う自治体のこと。都道府県や政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体になるが、市町村は都道府県知事との協議により景観行政団体になることができる。

【景観整備機構】(景観法第92条第1項)

民間団体や市民による自発的な景観の保全、整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人またはNPOについて、景観行政団体がこれを指定し良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度。

【さ行】

【再生可能エネルギー】

石油、石炭、天然ガス、ウラン等の有限な埋蔵資源によらず、太陽光、太陽熱、風力、地熱、潮力、波力、バイオマス等の永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーをいいます。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って発生する廃棄物で、金属くずやプラスチックくず、廃酸や汚泥など、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で指定された品目をいいます。廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に大別されます。

【酸性雨】

化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じるPH（水素イオン指数）5.6以下の雨のこと。酸性雨が早くから問題となっている欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や、森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっています。我が国においても、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響などが懸念されています。

【自然エネルギー】

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称をいいます。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などをさしています。再生可能エネルギーとも言われ、いわゆる新エネルギーに含まれます。

【J-クレジット】

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

【ジビエ】

狩猟で得た野生鳥獣の食肉を意味する言葉で、ヨーロッパではジビエ料理という貴族の伝統料理として古くから、食文化として発展してきました。

【省エネルギー（省エネ）】

一般には、石油や電力などを効率的に使用することをさします。「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、一定規模以上の工場・事務所や建築物、機械器具に具体的な基準を設けて、エネルギー使用の合理化が促進されています。

【新エネルギー（新エネ）】

自然エネルギー（太陽、風力、地熱、海洋など）や合成燃料（メタノール、石炭ガス化など）、水素エネルギーなどの総称をいいます。新エネルギーシステム（燃料電池、廃棄物発電など）を入れることもあり、環境制約や環境への負荷が少なく、その導入促進が求められています。

【森林環境譲与税】

森林環境税の収入額に相当する額を所定の用途及び基準に基づき、国から市町村又は都道府県に譲与する税制のことです。

【硝酸性窒素】

硝酸塩の形態で存在する窒素のうちの一つ。肥料や家畜ふん尿、生活排水等に含まれるアンモニウムが酸化したもので、植物プランクトンの異常増殖など、水質悪化の原因となります。

【水素イオン濃度 (P h)】

溶液 1 ℓ 中の水素イオンの量をモル数で示したもので、溶液の酸性の度合いを示します。実用的には水素イオン指数を代用することが多いです。

【3 R(スリーアール)】

R e d u c e (リデュース：発生抑制)、R e u s e (リユース：再使用)、R e c y c l e (リサイクル：再生利用) のことで、循環型社会の形成に不可欠な原則です。

【生態系】

植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合したひとつのシステムをいいます。

【生物多様性】

さまざまな生きものがいること。多様性にもいろいろな自然があるという「生態系の多様性」、さまざまな生きものがいるという「種の多様性」同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあります。

【生物化学的酸素要求量 (BOD)】 Biochemical Oxygen Demand

バクテリアが、水中の有機物を分解するのに必要な酸素量で、河川における水質汚濁の指標のひとつ。普通 20℃ において 5 日間に消費する量を、ppm 又は mg / l で示します。類似した指標として、化学的酸素要求量 (COD) が海域や湖沼で用いられます。

【絶滅危惧種】

動植物の中で、さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種・亜種をさします。

【ゼロエミッションビークル】

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)をゼロエミッション・ビークルと呼びます。

【ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)】

積極的に省エネと再エネを組み合わせることで一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した、省エネ性能の高い住宅のことです。

[た行]

【地球温暖化】

大気中に微量に存在する二酸化炭素などの温室効果ガスは、太陽光線は透過しますが、地表面から宇宙へ熱として放射する赤外線の一部を吸収し、再び地表面に放射することにより、地球の温度のバランスを保つ働きをしています。しかし、温室効果ガスの濃度が増加すると、大気や地表にとどまる熱が増え、地球の気温が上昇していくことをいいます。

【特定外来生物】

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法（平成16年制定）」によって規定された生物をいいます。

[な行]

【中標津町景観条例（平成29年4月1日施行）】（全部改正）

中標津町の景観形成に関し、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、総合的な施策を計画的に実施し、中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てることを目的としています。

【中標津町地球温暖化対策実行計画】

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき、本町の事務および事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

【二酸化炭素】

赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、地球の平均気温を1.5℃前後に保つのに寄与してきました。しかし、大気中の濃度の増加が温室効果を促進するおそれがあるとして、石油などの消費に伴う発生量の抑制対策、森林による吸収源対策、固定化技術の開発などが進められています。

【2050年カーボンニュートラル宣言】

日本国内において2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す宣言の事です。

[は行]

【バイオマス】

もとは生物の量を意味するが、転じて化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギーの資源をいいます。（例えば・・・生ごみ、枝の切りくず、家畜ふん尿等がこれに当たる）

【ハイブリッド車】

複数の動力源を組み合わせ、状況に応じて動力源を同時に、又は個々に作動させて走行する自動車。一般的に組み合わせている動力源はガソリンエンジンやディーゼルエンジンと電動機（モーター）。低排出ガス、燃費の向上、低騒音という特徴があります。

【ヒートポンプ】

水・空気などの低温の物体から熱を吸収し、高温の物体に与える装置で、冷暖房や蒸発装置などに応用されています。

【浮遊性物質（SS）】

水中に浮遊している直径2mm以下の不溶性物質を浮遊物質（Suspended Solids）あるいは懸濁物質と呼ぶ。透明度の低下や溶存酸素の消費などによる生態系への影響が指摘されており、環境基準、排水基準等で基準値が定められています。

【フロン類】

正式にはクロロフルオロカーボン（CFC）等と称されるフッ素を含む炭化水素で、冷媒、金属洗浄剤、噴霧材等に使われてきました。大気中に放出されるとほとんどが分解されず上空の成層圏まで達し、塩素原子を放出して成層圏中のオゾンを破壊するため、ウィーン条約やモントリオール議定書により国際的な枠組で生産規制等が実施されています。

[ま行]**【メタン（CH₄）】**

沼や沢の底、家畜のふん尿、下水汚泥等において発生する気体で、天然ガスの主成分でもあります。単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の21倍。温室効果ガスのうち、地球温暖化への寄与度は二酸化炭素に次いで大きいと考えられ、回収してエネルギー源として利用するための研究が続けられています。

[や行]**【遊休耕作地】**

活用されないで放置してある耕作地をいいます。

【溶存酸素量（DO）】

水中に溶解している酸素の量のこと、水質汚濁状況を測る代表的な指標のひとつ。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、微生物による有機物の分解に伴って多量の溶存酸素が消費されます。溶存酸素量の低下は、微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また、水生生物の窒息死を招きます。

[ら行]**【リサイクル】**

廃棄物や不用品を回収・再生し、再資源化、再利用すること。資源の有効活用および環境汚染防止のため重要であり、リサイクル関連のいろいろな法律が定められています。資源再生。再資源化。再生利用。まだ、使える不用品を他の人に提供して、活用をはかること。リユース（再使用）などがあります。